

第2編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針

災害予防計画は、次の考え方のもとに作成する。

1 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え迅速かつ円滑な復旧を図りうる災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項を重点とする。

- (1) 防災基盤・施設等の整備
- (2) 水害の防止施設等の整備
- (3) 地盤災害の防止施設等の整備
- (4) 交通、ライフライン関係施設の整備

2 災害応急対策への備えの充実

災害応急対策を効果的に展開する上で必要な平時の備えを充実するため、次の事項を重点とする。

- (1) 平時の防災組織体制整備と災害対策要員の研修、訓練の実施
- (2) 広域防災体制の確立
- (3) 災害対策拠点、情報通信機器、施設や防災拠点の整備
- (4) 消防防災施設、防災資機材等の整備
- (5) 災害ボランティア活動の支援体制の整備
- (6) 災害医療支援体制の整備
- (7) 備蓄体制等の整備
- (8) 災害時要援護者支援対策や外国人支援対策の強化
- (9) 緊急輸送体制の整備

3 住民参加による地域防災力の向上

自らの命、まちを自ら守る防災の原点に沿ったまちづくりを行うため、次の事項を重点とする。

- (1) 防災に関する学習等の充実
- (2) 自主防災組織の育成
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 企業等の地域防災活動への参加促進

4 調査研究体制等の強化

災害に対し、よりの確な備えを行うため、次の事項を重点とする。

- (1) 気象観測体制の整備
- (2) 風水害等の災害に関する調査研究の推進

5 その他の災害の予防対策の推進

大規模火災、危険物等の事故、その他人為的災害等の予防対策について計画する。

第2章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

第1節 防災基盤・施設等の整備

第1款 防災基盤整備事業の推進

実施担当 救助環境部（町民課・住民福祉課）、総務部（総務課・振興課）

第1 趣旨

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災基盤整備事業計画の作成とそれに基づく事業の推進について定める。

第2 内容

1 対象事業

地域防災計画等との整合性を図りつつ、地方公共団体が地域の防災機能の向上等を目的として計画的に行う防災基盤の整備事業であり、対象となる事業を例示すれば次のとおりである。

(1) 防災施設整備事業

防災訓練、食糧備蓄等の機能を備えた防災拠点施設、避難地・避難路、初期消火資機材等の整備

(2) 防災システムのIT化事業

防災無線施設、災害時要援護者のための消防緊急通報システム等の整備

2 防災基盤整備事業計画

町は、事業の目的、効果、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定にあたり、あらかじめ県に協議することとする。

3 財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当され、元利償還金の一部については、地方交付税措置が講じられる。

4 事業の実施

町は、防災基盤整備事業計画に基づき、事業の計画的執行に努めることとする。

第2節 水害の防止施設等の整備

第1款 河川施設の整備

実施担当 建設部（建設課・産業建設課）

第1 趣旨

河川の氾濫を予防し、地域の災害防止を図るための対策について定める。

第2 内容

1 町内河川の概況

町内を貫流する岸田川を主流とし、宮谷川、大栃川、結川、釜屋川、三尾川、小三尾川、間塩川がある。これらの河川には多数の支流河川があり、兵庫県が砂防河川に指定し管理している。その他砂防河川を除いた町管理河川は未改修河川である。

集中豪雨による土砂礫等の堆積物で流れが阻害され、多雨期には氾濫の危険性があるので、これらの堆積物の除去対策を推進する。

2 土石流危険溪流

(1) 土石流危険溪流

溪流番号 岸(結・山・大)－浜坂 水系名 岸田川、大柄川、結川、山陰普通

溪流番号	溪流名	所在地	流域概要		土石流氾濫区域		計画流出土砂量 (m^3)
			溪流長 (m)	流域面積 (m^2)	氾濫区域延長 (m)	氾濫区域面積 (m^2)	
I-1	寺井川	居組	630	230,000	500	34,300	4,000
I-2	居組川	居組	210	40,000	140	5,000	2,400
II-3	京屋谷川	居組	420	40,000	130	12,200	900
I-4	奥町川	奥町	110	10,000	190	6,000	200
I-5	松堀川	諸寄	920	130,000	320	60,500	1,700
I-6	諸寄南谷川	諸寄	810	150,000	330	1,800	1,800
I-7	諸寄川	諸寄	270	40,000	290	13,800	2,400
I-8	諸寄北谷川	諸寄	560	70,000	530	21,700	3,300
I-9	宮谷川	浜坂	510	80,000	350	20,700	4,500
I-10	浜坂宮谷川	浜坂	370	50,000	450	25,200	700
I-11	用土谷川	用土	450	100,000	570	36,900	2,400
I-12	三谷山川	古市	470	90,000	200	18,600	1,900
II-13	古市谷川	古市	450	110,000	200	12,200	1,800
I-14	七釜谷川	七釜	330	30,000	210	11,800	700
II-15	味原川	浜坂	1,700	480,000	400	25,600	4,600
II-16	田君谷川	田君	750	130,000	320	17,900	5,600
I-17	下三成川	田君	290	20,000	180	19,400	1,500
I-18	間谷川	久斗山	1,020	220,000	80	6,900	2,800
I-19	山谷川	久斗山	470	70,000	80	9,300	400
II-20	久斗山谷川	久斗山	150	10,000	80	4,900	100
II-21	境川	境	350	30,000	200	7,000	1,700
I-22	猪ノ奥川	境	720	190,000	320	18,500	1,400
II-23	大味谷川	境	650	150,000	330	12,900	1,400
I-24	辺地谷川	辺地	490	80,000	400	39,000	4,800
I-25	三谷山川	辺地	310	60,000	210	22,300	600
II-26	后山川	辺地	300	30,000	200	11,100	500
II-27	高末東谷川	高末	280	30,000	100	8,600	500
I-28	正法庵川	正法庵	690	110,000	520	24,000	2,700
I-29	高末北谷川	高末	400	60,000	400	37,200	900
I-30	久谷北奥谷川	久谷	1,000	240,000	350	19,200	3,500
II-31	久谷南谷川	久谷	500	90,000	60	7,000	3,800
I-32	久谷北谷川	久谷	1,020	390,000	310	5,980	4,500
I-33	赤崎谷川	赤崎	200	10,000	400	16,300	700
I-34	赤崎川	赤崎	170	20,000	130	6,000	700

I-35	赤崎川	赤崎	630	170,000	200	11,900	1,800
I-36	和田川	和田	1,760	650,000	830	32,000	16,700
I-37	下住川	和田	1,640	560,000	1,100	25,100	9,400
I-38	和田川	和田	250	20,000	150	6,800	1,100
II-39	和田北谷川	和田	770	250,000	250	8,700	5,300
II-40	和田南谷川	和田	460	70,000	250	12,700	400
I-41	対田川	対田	220	10,000	250	18,800	100
I-42	奥村川	対田	1,020	290,000	380	20,300	5,600
I-43	田井北川	田井	370	40,000	170	18,400	1,000
I-44	田井東川	田井	410	30,000	220	8,500	400
I-45	田井南川	田井	560	150,000	120	14,900	1,400
I-46	田井西川	田井	540	130,000	370	37,300	2,100
I-47	指杭川	指杭	450	10,000	470	20,200	200
I-48	清富東谷川	清富	300	50,000	250	28,700	1,800
I-49	清富西谷川	浜坂	470	100,000	300	15,200	700
I-50	小三尾川	三尾	930	170,000	330	12,400	2,000
I-51	小三尾川	三尾	720	90,000	280	9,330	2,500
I-52	三尾川	三尾	1,100	450,000	400	18,500	5,500
I-53	三尾川	三尾	670	120,000	220	10,600	2,100
II-54	三尾川	三尾	180	180,000	40	4,000	400

溪流番号 岸一温泉 水系名 岸田川

溪流番号	溪流名	所在地	流域概要		土石流氾濫区域		計画流出土砂量 (m ³)
			溪流長 (m)	流域面積 (m ²)	氾濫区域延長 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	
I-1	下鎧谷川	岸田	640	140,000	170	10,500	4,400
I-2	田中川	田中	550	70,000	260	28,600	5,500
I-3	田中川	田中	500	80,000	360	35,200	1,200
I-4	猪の谷川	田中	530	60,000	460	52,000	4,200
I-5	田中川	田中	1,220	260,000	440	47,600	32,900
II-6	石橋川	石橋	230	110,000	220	13,800	900
II-7	越坂西谷	越坂	570	140,000	480	20,000	17,100
II-8	内山南谷	内山	500	90,000	180	10,500	500
I-9	小又川	内山	410	50,000	200	18,300	1,200
I-10	小又川	内山	390	30,000	240	17,500	600
II-11	内山北谷	内山	650	60,000	100	4,500	1,900
II-12	千谷川	千谷	950	530,000	430	25,000	2,800
II-13	千谷南谷	千谷	350	100,000	210	12,600	2,100
I-14	長谷川	千谷	260	60,000	140	10,500	500
I-15	オミキ川	千谷	1,800	830,000	520	29,300	10,800

II-16	千谷北谷	千谷	220	30,000	140	5,400	400
I-17	隠尻川	鐘尾	210	40,000	200	10,600	2,100
II-18	隠尾川	鐘尾	720	250,000	170	9,600	3,600
I-19	坂本川	鐘尾	380	140,000	180	3,800	2,400
I-20	坂本川	鐘尾	1,310	1,010,000	370	22,400	4,500
I-21	白谷川	千原	320	40,000	350	28,300	1,200
I-22	白谷川	千原	580	580,000	460	22,700	6,000
II-23	千原南谷	千原	210	30,000	320	25,500	300
II-24	千原北中谷	千原	130	20,000	300	25,000	200
I-25	寺谷川	千原	320	140,000	320	27,000	400
II-26	千原北谷	千原	310	50,000	210	16,500	4,800
I-27	照来川	切畑	1,700	780,000	700	29,500	6,800
I-28	切畑川	切畑	790	150,000	270	14,900	3,400
I-29	切畑	切畑	1,340	430,000	150	7,800	6,000
I-30	丹土川	丹土	820	60,000	250	18,500	400
I-31	前田川	塩山	1,060	380,000	900	29,500	8,400
I-32	ホウキ川	飯野	1,230	910,000	160	16,700	6,100
I-33	飯野川	飯野	580	300,000	310	27,100	2,300
I-34	奥山川東谷	飯野	410	120,000	300	31,500	600
I-35	奥山川	飯野	1,080	730,000	250	28,700	7,500
II-36	亀谷川	飯野下流	320	50,000	90	4,900	1,600
I-37	所谷川	竹田	1,720	690,000	800	58,000	15,400
I-38	下道川	竹田	1,100	440,000	510	67,800	21,400
I-39	西ヶ谷	竹田	250	30,000	430	45,500	300
I-40	西ヶ谷川	竹田	960	650,000	500	40,000	2,400
I-41	西ヶ谷	竹田	360	30,000	200	9,500	300
II-42	湯谷西谷	春来	800	340,000	170	6,800	900
I-43	芦谷川	歌長	1,400	340,000	150	18,500	6,300
II-44	高山南谷	歌長	500	60,000	1,800	40,000	9,900
II-45	古賀谷川	歌長	500	150,000	90	4,300	2,500
II-46	桑谷川	湯	980	260,000	180	11,500	6,000
I-47	湯東谷	湯	250	50,000	170	8,000	2,500
I-48	湯東奥谷	湯	310	30,000	130	7,500	400
I-49	鳥ノ奥川	湯	290	70,000	400	7,000	1,700
I-50	湯川	湯	310	100,000	270	8,400	3,900
I-51	釜町川	湯	320	60,000	120	8,500	3,600
I-52	稲負谷川	湯	260	40,000	120	8,200	1,000
II-53	湯西谷	湯	560	80,000	110	5,800	4,200
I-54	稲負谷川	湯	230	20,000	140	6,500	400

I-55	滝見ヶ原川	湯	800	230,000	210	20,800	4,400
I-56	済谷川	湯	980	220,000	80	5,200	400
I-57	湯川	湯	140	20,000	210	8,300	1,100
II-58	登尾川	細田	320	70,000	80	2,700	800
I-59	三谷川	湯	950	250,000	200	17,100	10,800
I-60	三谷川	細田	570	80,000	200	15,200	3,900
I-61	細田川	細田	330	40,000	1,400	85,500	2,400
I-62	井土川	井土	1,080	200,000	400	63,200	2,100
I-63	八日市川	井土	140	30,000	430	52,500	1,300
I-64	谷奥川	井土	360	50,000	500	72,000	1,900
I-65	井土南谷	井土	1,070	240,000	450	42,500	2,600
I-66	井土北中谷	井土	720	150,000	340	36,000	1,400
II-67	井土北谷	井土	880	330,000	300	25,500	1,100
I-68	金屋口南谷	今岡	610	150,000	240	21,600	1,800
I-69	数久谷川	歌長	760	430,000	680	27,200	3,800
I-70	数久谷	数久谷	280	80,000	90	3,900	200
I-71	大宮谷川	伊角	1,180	720,000	580	35,800	2,900
I-72	庄谷川	伊角	310	50,000	230	16,500	300
I-73	ササンベ川	熊谷	750	190,000	480	26,300	12,700
II-74	長谷川	熊谷	1,100	750,000	1,100	35,000	13,700
I-75	奥川	熊谷	950	370,000	660	50,000	1,400
I-76	フタメ川	熊谷	1,090	420,000	280	17,500	4,900
I-77	フタメ川	熊谷	630	190,000	240	15,500	1,400
II-78	栃谷口西	熊谷	410	90,000	130	7,200	800
I-79	栃谷口西	熊谷	710	200,000	150	8,700	2,300
I-80	大八屋川	金屋	1,250	420,000	350	18,500	3,000
II-81	細見谷川	後山	1,760	1,460,000	220	27,500	21,100

第2款 ため池施設の整備

実施担当 農林水産部（農林水産課・産業建設課）

第1 趣旨

豪雨等によるため池施設の被害を防止するための対策について定める。

第2 内容

1 事業計画

町は、町内危険ため池（新温泉町水防計画）を主に、ため池等整備事業等により積極的に改修工事を行う。

2 危険ため池

町は、梅雨期、台風期におけるため池施設災害を防止するため、毎年6月に危険ため池の管理者に対し、施設等の点検と指導を行う。

(1) 点検事項

- ア ため池監視員の有無
- イ 非常時の通報方法及び避難場所の確認
- ウ 非常時の応急資機材(土のう、杭、縄等)の確認
- エ 大雨予想時の減水対策、洪水吐開削等の確認

第3節 地盤災害の防止施設等の整備

第1款 砂防施設の整備

実施担当 建設部（建設課・産業建設課）

第1 趣旨

豪雨等に伴う土砂の流出による被害を防止するため、砂防施設の整備等について定める。

第2 内容

1 危険区域内における災害未然防止への警戒

(1) 新温泉町水防計画第4章第7節「危険箇所の監視」により実施する。

2 警戒避難体制の整備

(1) 避難を要する場合

- ア 洪水の襲来が予想され、また発生した場合
- イ 地すべり等、大規模な地盤被害が予想され、また発生した場合

(2) 避難準備情報

町長は住民の避難を要すると予想したときは、気象情報及び危険箇所等を防災行政無線・CATV、自主防災組織を通じて住民に伝え、避難準備を呼びかける。

また、災害時要援護者に自主防災組織や民生児童委員、消防団と連携して情報を伝え、避難の準備と体制づくりを行う。

(3) 避難のための勧告及び指示

ア 勧告・指示

(ア) 町長は、災害が発生する恐れがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をすることができる。

また、避難の切迫及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をすることとする。

(イ) 町長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかにその旨を知事に報告する。

(ウ) 警察官は、町長が避難の指示をする事ができないと認めるとき、又は町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をすることとする。

この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を町長に通知することとする。

3 土砂災害危険箇所の把握と住民への周知

町は、土石流危険渓流に対する警戒避難体制の整備に資するため、県と協力して調査を実施し、状況を把握するとともに、土砂災害危険箇所図として住民の閲覧に供し、住民への周知に努めることとする。

4 県管理の砂防指定区域は次のとおりであり、砂防事業の実施を推進している。

(1) 砂防指定地 (河川)

河川名			溪流名	位置		巾左右 各岸	指定年月日
幹流	支流	小支流		大字	字		
岸田川			岸田川	岸田 他 1	上ノ山 他 59	70	S 18. 3. 13
岸田川	田井川		田井川	田中 他 2	古道 他 19	20	S 18. 3. 13
岸田川	味原川		味原川	浜坂	下夕山 他 7	20	S 18. 3. 13
岸田川	味原川	三谷川	三谷川	三谷 他 1	村奥 他 7	20	S 18. 3. 13
岸田川	味原川	上ラ山川	上ラ山川	浜坂	上ラ山	20	S 18. 3. 13
岸田川	味原川		上ラ山川	浜坂	上ラ山		H元. 10. 21
岸田川	久斗川		久斗川	久斗山他 4	本谷奥 他 16	40	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	奥村川	奥村川	対田	奥田 他 14	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	奥村川	大谷川	対田	大谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	久谷川	久谷川	久谷 他 1	キグワ 他 28	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	久谷川	和田川	和田 他 2	イシク谷口 他52	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	久谷川	赤崎川	赤崎	三尾瀬 他 13	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	久谷川	下住川	和田	石田 他 24	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	久谷川	瀬間谷川	久谷	セバ谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	奥山川	奥山川	正法庵	奥山 他 5	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	三谷山川	三谷山川	辺地	三谷山 他 5	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	亀谷川	亀谷川	藤尾	亀谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	鹿間川	鹿間川	藤尾	鹿間谷 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川		鹿間川	藤尾	鹿間谷、方ノ谷		H元. 1. 21
岸田川	久斗川	大味川	大味川	境	ムスン谷 他 14	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	大味川	大滝川	久斗山 他 1	大滝 他 10	20	S 18. 3. 13
岸田川	大滝川		ワシン谷及び枝川	久斗山	ワシン谷	40	S 49. 10. 9
岸田川	久斗川	猪之奥川	猪之奥川	境		10	S 37. 4. 28
岸田川	久斗川	ツヅライ川	ツヅライ川	久斗山	坂本 他 10	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	西谷川	西谷川	久斗山	大山 他 10	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	門谷川	門谷川	久斗山	門谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	宮谷川	宮谷川	久斗山	クリヲロ他10	25	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川		宮谷川	久斗山	宮谷、大宮谷、クリヲロ		S 63. 3. 26
岸田川	久斗川	宮谷川	シラ木川	久斗山	シラ木	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	宮谷川	小宮谷川	久斗山	小宮谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	イモジ川	イモジ川	久斗山	イモジロ 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	焼尾川	焼尾川	久斗山	焼尾 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	ヨロン谷川	ヨロン谷川	久斗山	ヨロン谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	段川		段川	七釜	西奥山 他 11	30	S 18. 3. 13
岸田川	田君川		田君川	千原 他 2	後山 他 21	150	S 18. 3. 13
岸田川	田君川	三成川	三成川	栃谷	若栃口 他 9	50	S 18. 3. 13

岸田川	田君川	細見谷川	細見谷川	竹田 他 1	細見谷 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	田君川	糸城川	糸城川	竹田	糸城	30	S 18. 3. 13
岸田川	三谷山川		三谷山川	古市	三谷山 他 8	30	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川		熊谷川	伊角 他 1	神田 他 24	30	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	大八屋川	大八屋川	金屋	大八屋西他 5	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	数久谷川	数久谷川	歌長 他 3	堀越 他 17	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	数久谷川	大畑川	歌長	大畑	25	S 37. 4. 28
岸田川	熊谷川	仁連寺川	仁連寺川	熊谷	家ノ奥 他 5	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	シワガラ川	シワガラ川	熊谷	下六郎 他 9	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	シワガラ川	間谷川	熊谷	間谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	シワガラ川	ゼイナ川	熊谷	ゼイナ 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	シワガラ川	中谷川	熊谷	ゼイナ 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	穴谷川	穴谷川	熊谷	穴谷	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	フタメ川	フタメ川	熊谷	フタメ 他 1	30	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	長谷川	長谷川	熊谷	大熊 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	ササンベ川	ササンベ川	熊谷	ササンベ	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	橋ヶ谷川	橋ヶ谷川	熊谷	橋ヶ谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	徳谷川	徳谷川	熊谷	徳谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	ミコ谷川	ミコ谷川	伊角	柿平	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	庄谷川	庄谷川	伊角	庄谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	浦栃川	浦栃川	伊角	浦栃 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	大宮川	大宮川	伊角	大宮谷 他 5	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	横谷川	横谷川	伊角	横谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	譲り葉川	譲り葉川	伊角	譲り葉 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	虫尾川	虫尾川	伊角	虫尾 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	浅谷川	浅谷川	伊角	浅谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	神田川	神田川	伊角	神田	20	S 18. 3. 13
岸田川			谷奥川	井土	杉谷、谷奥		S 62. 1. 26
岸田川	天ノ谷川		天ノ谷川	井土	天ノ谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川		春来川	春来 他 3	尾崎 他 53	40	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	三谷川	三谷川	細田	シヨバラ他 5	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	济谷川	济谷川	湯 他 1	济谷 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	鳥ノ奥川	鳥ノ奥川	湯	鳥ノ奥 他 6	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	稲負谷川	稲負谷川	湯	滝谷山 他 17	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	稲負谷川	滝見ヶ原川	湯	愛宕山 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	稲負谷川	小神谷川	湯	小神谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	稲負谷川	釜町川	湯	釜町 他 2		S 60. 7. 13
岸田川	春来川	稲負谷川	大神谷川	湯	大神谷 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	桑谷川	桑谷川	歌長 他 1	桑谷 他 3	20	S 18. 3. 13

岸田川	春来川	ゴウロ川	ゴウロ川	歌長	向山 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	高山川	高山川	歌長	カンマチ他 1	25	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	高山川	古賀谷川	歌長	桑谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	高山川	清水谷川	歌長	清水谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	芦谷川	芦谷川	歌長	後山 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川		芦谷川	歌長	後山 他 2		S 60. 10. 31
岸田川	春来川	山口川	山口川	多子	十字谷 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	山口川	インゲ谷川	歌長	向山 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	地蔵谷川	地蔵谷川	歌長	大未 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	和津川	和津川	多子 他 1	ワズ谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	小豆谷川	小豆谷川	歌長	小豆谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	小瀬川	小瀬川	歌長	小瀬	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	茅ノ谷川	茅ノ谷川	歌長	茅ノ谷	20	S 18. 3. 13
岸田川	西ヶ谷川		西ヶ谷川	竹田	西ヶ谷 他 5	20	S 18. 3. 13
岸田川			下道川	竹田	上中		S 60. 2. 12
岸田川	所谷川		所谷川	竹田	所谷 他 7	20	S 18. 3. 13
岸田川	中谷川		中谷川	竹田	向山	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川		照来川	切畑 他 6	大谷 他 6	40	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	登り尾川	登り尾川	竹田	登り尾	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	五反谷川	五反谷川	飯野	五反谷	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	杉谷川	杉谷川	飯野	北垣	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	相谷川	相谷川	飯野	相谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	奥山川	奥山川	飯野	奥山 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	ホウキ川	ホウキ川	飯野	吉谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	前田川	前田川	塩山 他 1	灰子 他 5	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	前田川	坂本川	塩山 他 1	池田 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	中辻川	中辻川	中辻 他 2	大谷 他 16	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	中辻川	久谷川	中辻	大関谷 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	寺谷川		寺谷川	千原	ヤナセ 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	白谷川		白谷川	千原	白谷 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	楠谷川		楠谷川	千原	楠谷 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	坂本川		坂本川	千原 他 1	坂本 他 4	40	S 18. 3. 13
岸田川	隠尻川		隠尻川	鐘尾	隠尻 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	古道川		古道川	鐘尾	蓼原 他 8	40	S 18. 3. 13
岸田川	オミキ川		オミキ川	千谷	北谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川			オミキ川	千谷	北谷		S 63. 10. 31
岸田川	霧谷川		霧谷川	千谷	長原 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	千谷川		千谷川	千谷 他 1	スス田 他 15	20	S 18. 3. 13
岸田川	千谷川	長谷川	長谷川	千谷	木ノ根 他 1	20	S 18. 3. 13

岸田川	千谷川	木ノ根川	木ノ根川	千谷	木ノ根 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	千谷川	高田川	高田川	千谷	高田 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	千谷川	長ノ谷川	長ノ谷川	千谷	南谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	千谷川	後山川	後山川	越坂	勝負町 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	滝谷川		滝谷川	宮脇	上エナゴ他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	小又川		小又川	海上 他 3	口西山 他 32	30	S 18. 3. 13
岸田川	小又川	滝谷川	滝谷川	海上	橋詰 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	小又川	梨木谷川	梨木谷川	海上	梨木谷 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	小又川	尾ノ谷川	尾ノ谷川	海上	東尾 他 6	20	S 18. 3. 13
岸田川	小又川	ヤジキ谷川	ヤジキ谷川	海上	高田 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	小又川	高田川	高田川	海上	高田 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	小又川	クゼン畑川	クゼン畑川	海上	クゼン畑他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	小又川	セスガ谷川	セスガ谷川	海上	セスガ谷他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	寸原川		寸原川	前	小林 他 3	100	S 18. 3. 13
岸田川	田中川		田中川	岸田	前田 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川			猪谷川	岸田	猪谷		S 62. 1. 26
岸田川	鎧谷川		鎧谷川	岸田	石原	20	S 18. 3. 13
岸田川	宝谷川		宝谷川	岸田	上栃間 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	石原川		石原川	岸田	石原	20	S 18. 3. 13
岸田川	前原川		前原川	岸田	ゴウロ 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	荒神山川		荒神山川	岸田	上肘田 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	霧ヶ谷川		霧ヶ谷川	岸田	上ノ山 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	大八屋川	大八屋川	金屋	大八屋西		H 5. 3. 2
間塩川			間塩川	三尾	西尾坂 他 2	20	S 18. 3. 13
三尾川			三尾川	三尾	中倉 他 8	20	S 18. 3. 13
三尾川	瀧谷川		瀧谷川	三尾	大谷 他 3	20	S 18. 3. 13
小三尾川			小三尾川	三尾	鳥崎 他 4	20	S 18. 3. 13
宮谷川			宮谷川	芦屋	今在家		S 26. 6. 11
宮谷川			宮谷川	芦屋、浜坂	宮ノ谷 他 1		S 57. 12. 2
大栃川			大栃川	諸寄	深イゴ 他 5	40	S 18. 3. 13
大栃川	赤川		赤川	諸寄	青葉 他 6	30	S 18. 3. 13
大栃川	松堀川		松堀川	諸寄	松堀ノ上他 4	30	S 18. 3. 13
大栃川	二又川		二又川	諸寄	正丸 他 14	40	S 18. 3. 13
大栃川	二又川	柏谷川	柏谷川	諸寄	柏谷 他 5	30	S 18. 3. 13
大栃川	二又川	京屋川	京屋川	諸寄	京屋ノ上他 1	30	S 18. 3. 13
大栃川	二又川	出合川	出合川	諸寄	長谷 他 1	30	S 18. 3. 13
大栃川	下戸町川		下戸町川	諸寄	桑谷 他 1	30	S 18. 3. 13
大栃川	奥戸町川		奥戸町川	諸寄	砥谷ノ上他 1	30	S 18. 3. 13
大栃川	砥谷川		砥谷川	諸寄	砥谷 他 1	30	S 18. 3. 13

大柵川	七龍川		七龍川	諸寄	砥谷ノ上他 3	30	S 18. 3. 13
釜屋川			釜屋川	釜屋	六訓谷 他 9	30	S 18. 3. 13
釜屋川	西谷川		西谷川	釜屋	西ノ谷 他 2	30	S 18. 3. 13
結川			結川	居組	大鷲 他 27	30	S 18. 3. 13
結川	寺井川		寺井川	居組	寺井 他 5	30	S 18. 3. 13
結川			寺井川	居組	寺井		S 63. 3. 18
結川	大坂川		大坂川	居組	大坂 他 3	30	S 18. 3. 13
結川	居組谷川		居組谷川	居組	居組谷 他 2	30	S 18. 3. 13
結川	皆瀬川		皆瀬川	居組	皆瀬谷 他 3	30	S 18. 3. 13

(2) 砂防指定地 (山腹)

水系名	大字	区域	指定年月日	告示番号
岸田川 (照来川)	切畑	岡田、岩風呂、高畔、村中 柳原、黒杉、計田	S 33. 5. 8	1121
	塩山	麦田、長田		
	桐岡	藤尾、大般、下田、橋詰 シヲシ田		
	中辻	中島、前田、田尻、孤岩		
	丹土	藤尾、下田、引土、大ノ田 下岩隈、菖蒲池、曲畑、岩隈 中縄手、池田、尾崎、野田 竹ノ下、下中、城ノ前、家ノ下 中島、向田、中ノ坪、小丹土 横尾下、上中、長田、横尾 常登、油、殿村、小林		
	飯野	山本、向ウツンジャ		
	多子	池町、林ノ首、奥土井、下土井 中村、川原、大木の下		
岸田川 (照来川)	切畑	三原野、引尾谷、小旗	S 42. 3. 31	1176

第2款 地すべり防止施設の整備

実施担当 建設部 (建設課・産業建設課)、農林水産部 (農林水産課・産業建設課)

第1 趣旨

豪雨等に伴う地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止施設の整備等について定める。

第2 内容

1 地すべり防止対策の普及啓発

町は、地すべり災害を未然に防止するため、県に協力して地すべり防止区域の点検指導を行うとともに、防災思想の周知徹底と防災体制の整備を推進するものとする。

2 地すべり危険個所の把握と住民への周知

町は地すべり危険個所に対する警戒避難体制の整備に資するため、県と協力して調査を実施し、状況を把握するとともに、地すべり危険個所図として住民の閲覧に供し、住民への周知に努めることとする。

3 地すべり防止区域

区域名	面積 (ha)	告示 年月日	告示 番号	指定区域	
				大字	字
丹土	56.69	S 35. 8. 29	1833	丹土	藤尾、下田、下岩隈、大の田、菖蒲池 中縄手、岩隈、尾崎、向田、野田、家の下 城の前、中ノ坪、竹の下、中島、小丹土 長田、長谷坂、油、引土、曲畑、畑中、沈田 下中、横尾下、横尾、殿村、中村、小林 桂畑、常登、上中、田岡、横道、一反畑 赤坂、
中辻	26.08	S 35. 8. 29	1833	中辻	孤岩、田尻、前田、上前田、殿垣、釜ヶ尻 野中、中山、音材、立道
前	58.57	S 35. 8. 29	1833	前	利経、北垣、小林、向川原、中道、寸原 越原、滝谷、城向、桜坪、上家永、家永 西垣、サフケ田、中土井、上杉山、追原 ハフキ、栃本、梨木、上川原、中ノ坪、くゑ 松立、多子、門中、西山、其田、杉山、板岩 大平、下家永、出合
内山	28.02	S 35. 8. 29	1833	内山	井出ノ上、フリアガリ、何連、八久保田 アネンバ、向、桂淵、海尻、世川、寺本下 味取田、寺本、出合、大ッン田、イカダ尾 寺本奥、此ノ下、さが、越ジ、水屋、丘 堂ノ尾
海上	61.05	S 35. 8. 29	1833	海上	浮田ノ里、八正下、池成、下ラコ、橋詰 上滝の谷、中津エ田、梨木谷、高田、上高田 セスガ谷、クゼン畑、取合尾、尾の谷、若栃 口尾谷、大谷口、上ノ山、ヲトシ、赤城平 向山、村中、児島平
切畑	15.95	S 35. 8. 29	1833	切畑	計田、黒杉、柳原、村中、高畔、岩風呂 平林、奥川、岡田、西畑、郎道、落ヶ鼻
桐岡	7.45	S 35. 8. 29	1833	桐岡	シラジ田、橋詰、下田、大般ニヤ、藤尾 湯田、前原、石田
多子	61.00	S 35. 8. 29	1833	多子	大木の下、小山、川原、下土井、中村 奥土井、林ノ首、池町、安岡、石原、甲丹田 清水、峠の前、スグ谷、マセバ、平野 小ブケ、赤坂、水落シ、曲町、内の池 下大平ル、中大平ル、飛岡、ボケガ平ル 上大平ル、松ヶ坂、長作
飯野	38.26	S 35. 8. 29	1833	飯野	向ウツシヤ、山本、藤尾、ウツシヤ、尾田 マトバ、竹ヶ端、神田川原、麦田

地すべり危険箇所

箇所名	河川名			位置	面積 (ha)	地すべり指定地
	水系名	幹川名	溪流名	大字		
境	岸田川	久斗川	—	境	26.7	

宮の谷	岸田川	久斗川	—	久斗山	8.8	
古市	岸田川	岸田川	—	古市	10.9	
三谷	岸田川	三谷川	—	三谷	11.4	
桧尾	矢田川	島井川	—	桧尾	31.0	
高山	岸田川	春来川	—	高山	27.1	
歌長	岸田川	春来川	—	歌長	15.5	
多子	岸田川	照来川	—	多子	61.0	S 35. 8. 29
切畑	岸田川	照来川	—	切畑	15.95	S 35. 8. 29
桐岡	岸田川	照来川	—	桐岡	25.9	S 35. 8. 29
丹土	岸田川	照来川	—	丹土	56.69	S 35. 8. 29
中辻	岸田川	照来川	中辻川	中辻	54.3	S 35. 8. 29 H11. 8. 3
飯野	岸田川	照来川	—	飯野	48.6	S 35. 8. 29
塩山	岸田川	照来川	中辻川	塩山	68.0	
前	岸田川	岸田川	—	前	58.57	S 35. 8. 29
岸田	岸田川	岸田川	—	岸田	14.4	
青下	岸田川	岸田川	—	岸田	32.8	
鐘尾	岸田川	岸田川	—	鐘尾	21.4	
千谷	岸田川	岸田川	小又川	千谷	13.9	
内山	岸田川	岸田川	小又川	内山	50.5	S 35. 8. 29 S 43. 2. 5
越坂	岸田川	岸田川	小又川	越坂	43.0	
海上	岸田川	岸田川	小又川	海上	62.2	S 35. 8. 29

第3款 急傾斜地崩壊防止施設の整備

実施担当 建設部（建設課・産業建設課）

第1 趣旨

豪雨等に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備について定める。

第2 内容

1 危険箇所のパトロール及び普及啓発

町は、県の協力を得て平時から、急傾斜地崩壊危険箇所、危険区域をパトロールし、地域住民に対しがけ崩れ等の危険性について、周知徹底と防災意識の高揚に努める。

2 情報の収集及び伝達と気象予警報発令及び伝達

(1) 危険区域について、範囲、面積、人口、世帯数、建造物等についてあらかじめ調査し、その実態を把握し、予想される災害について被害状況の検討に努める。

(2) 危険区域情報としては主として次のとおりである。

ア 危険区域及び周辺の降雨量

イ 危険区域内における状況

ウ 急傾斜地の地表水、湧水、亀裂、竹木等の転倒、人家等の損壊及び住民の数

(3) 伝達等については、災害応急対策計画第2章第3節「情報の収集、伝達」及び新温泉町水防計画第4章第6節「気象の観測、監視及び報告」第5章「住民に対する周知方法」により実施する。

3 急傾斜地崩壊危険個所の把握と住民への周知

町は、急傾斜地崩壊危険個所に対する警戒避難体制の整備に資するため、県と協力して調査を実施し、状況を把握するとともに、急傾斜地崩壊危険個所図として住民の閲覧に供し、住民への周知に努めることとする。

4 危険区域内における災害未然防止への警戒、避難体制

新温泉町水防計画第4章第7節「危険箇所の監視」により実施する。

警戒態勢をとる場合の基準雨量例

	前日までの連続雨量が100mm以上であった場合	前日までの連続雨量が40～100mmであった場合	前日までの降雨がない場合
第1警戒態勢	当日の日雨量が50mmを越えたとき	当日の日雨量が80mmを越えたとき	当日の日雨量が100mmを越えたとき
第2警戒態勢	当日の日雨量が50mmを越え、時間雨量で30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを越え、時間雨量で30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを越え、時間雨量で30mm程度の強雨が降り始めたとき

ただし、降雪、融雪時ならびに地震、地すべり等発生時は、別途考慮するものとする。

(1) 急傾斜地崩壊危険区域

区域名	所在地	面積(ha)	告示年月日	告示番号
諸寄	諸寄	2.66	S45. 6. 19	県告第 778号
三尾	三尾	0.52	S45. 6. 19	県告第 778号
三尾(2)	三尾	1.45	S49. 2. 12	県告第 266号
小三尾	三尾	0.87	H6. 3. 25	県告第 503号
釜屋	釜屋	1.3	S50. 3. 4	県告第 400号
釜屋(2)	釜屋(2)	0.47	S55. 3. 28	県告第 733号
宇都野	浜坂	0.49	H8. 3. 22	県告第 466号
居組	居組	0.72	S57. 3. 26	県告第 794号
向町	居組	1.77	S60. 3. 22	県告第 464号
二日市	二日市	1.17	H5. 4. 13	県告第 698号
芦屋	芦屋	0.65	H11. 8. 20	県告第1217号
奥町	諸寄	1.27	H11. 8. 20	県告第1217号
田井	田井	1.08	H13. 3. 21	県告第 422号
久谷	久谷	1.23	H13. 10. 12	県告第1257号
久谷(3)	久谷	1.03	H15. 2. 7	県告第 161号
指杭	指杭	3.22	H16. 2. 17	県告第 183号
赤崎	赤崎	1.52	H17. 3. 29	県告第 431号
七釜	七釜	0.23	H17. 7. 5	県告第 779号

温泉	湯	1.12	S45. 6. 19	県告第 778号
歌長	歌長	1.5	H6. 2. 22	県告第 262号
歌長(2)	歌長	0.87	H15. 2. 25	県告第 243号
桧尾	桧尾	0.72	S47. 2. 12	県告第 192号
稲負谷	湯	1.79	S58. 3. 29	県告第 977号
数久谷	歌長	2.49	S62. 7. 21	県告第1145号
細田	細田	0.49	S60. 3. 22	県告第 464号
天神	細田	0.78	H元. 2. 25	県告第 255号
西稲負谷	湯	0.51	H元. 2. 25	県告第 255号
千谷	千谷	1.94	H3. 2. 26	県告第 299号
湯	湯	0.77	H10. 9. 29	県告第1396号
千原	千原	1.01	H14. 3. 26	県告第 451号
大門	飯野	2.78	H15. 3. 28	県告第 440号
井土	井土	2.75	H16. 7. 20	県告第 907号
宮脇	宮脇	1.84	H17. 9. 13	県告第 986号
岸田	岸田	3.06	H17. 9. 13	県告第 986号

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所 I (人家5戸以上等の箇所)

番号	箇所名	大字小字名	崩壊危険箇所		
			傾斜度(度)	延長 (m)	高さ(m)
1	三尾①	三尾	5 5	2 1 0	1 5
2	三尾(2)	三尾上の山	5 5	3 1 0	5 5
3	小三尾	小三尾コウナガ	5 0	2 0 5	3 9
4	小三尾(2)	小三尾小三尾	4 0	2 1 5	3 0
5	赤崎(1)	赤崎	3 0	2 1 0	2 4
6	下住川	和田下住川	3 7	8 5	2 2
7	和田下住川	和田	5 0	2 6 5	2 0
8	久谷(1)	久谷	4 2	1 2 5	5 0
9	久谷(2)	久谷	4 8	3 4 5	2 5
10	正法庵(1)	正法庵	4 0	1 8 5	7 5
11	正法庵(2)①	正法庵	3 5	9 5	3 8
12	藤尾	藤尾	3 0	1 0 5	1 8
13	久斗山(1)	久斗山	3 5	2 6 0	5 0
14	久斗山(2)①	久斗山	3 6	8 5	5 0
15	久斗山(3)①	久斗山	4 2	3 7 0	5 0
16	本谷	久斗山本谷	4 6	1 8 5	5 0
17	赤崎(2)	赤崎	3 2	1 2 0	2 8
18	赤崎(3)	赤崎	3 1	1 1 5	3 0
19	田井(1)	田井	3 8	3 1 5	5 8

20	田井(2)	田井	3 3	9 5	3 4
21	田井(3)	田井	3 4	2 0 0	1 0 8
22	指杭(1)	指杭	3 0	2 9 5	3 8
23	指杭(2)	指杭	3 4	2 6 0	5 0
24	対田(2)	対田	3 4	1 0 0	2 8
25	二日市	二日市	3 5	1 9 0	4 8
26	七釜(1)	七釜	3 6	1 1 0	6 0
27	七釜(2)	七釜	4 0	1 0 0	2 4
28	新市	新市	4 0	2 1 0	2 0 0
29	古市	古市	3 2	1 3 0	1 6
30	用土	用土	4 0	1 3 5	3 0
31	田君	田君	4 2	1 4 0	5 5
32	三谷(1)	三谷南町	3 8	2 1 5	5 6
33	三谷(2)	三谷南町	3 0	3 7 5	6 0
34	三谷緑町	三谷緑町	3 8	2 0 0	3 8
35	浜坂宇都野町(1)	浜坂宇都野町	3 7	1 2 0	4 0
36	浜坂宇都野町(2)	浜坂宇都野町	3 2	2 3 0	3 6
37	宇都野町	浜坂宇都野	3 8	1 7 0	4 0
38	諸寄静岡中町	諸寄静岡中町	3 7	1 0 5	6 0
39	諸寄奥町	諸寄奥町	4 0	7 0	1 7
40	奥町	諸寄奥町	3 5	3 0 0	5 6
41	諸寄②	諸寄川中	5 0	2 9 2	6 0
42	釜屋(2)	釜屋村の中	3 5	2 6 0	6 0
43	釜屋(2)	釜屋釜屋	3 8	2 0 0	4 0
44	居組(2)①	居組	4 2	1 2 5	4 2
45	向町	居組向町	3 5	3 7 0	6 0
46	居組	居組寺町	4 2	2 2 5	5 2
47	居組(2)②	居組	3 0	7 5	4 8
48	諸寄①	諸寄川中	4 4	2 2 5	3 7
49	諸寄③	諸寄川中	5 3	2 2 7	3 6
50	三尾②	三尾小三尾	5 0	1 0 5	2 5
51	三尾③	三尾小三尾	4 5	2 0 5	4 5
52	久斗山(3)②	久斗山	5 0	1 0 5	5 0
53	居組(3)	居組	3 5	3 0	3 0
54	諸寄(2)	諸寄宝木	3 3	1 4 0	4 4
55	諸寄(3)	諸寄	3 7	8 0	4 6
56	諸寄(4)	諸寄静岡上町	4 0	8 0	6 4
57	諸寄(5)	諸寄	4 0	1 2 0	2 4
58	芦屋(1)	芦屋	3 8	1 4 0	7 4

59	芦屋(2)	芦屋	4 2	1 5 0	2 2
60	芦屋(3)	芦屋	4 5	1 2 0	1 6
61	浜坂(1)	浜坂宇都野	3 5	1 2 5	3 3
62	三谷(3)	三谷緑町	3 5	4 0	2 4
63	三谷(4)	三谷緑町	3 0	2 5 0	2 2
64	三谷(5)	三谷	3 4	9 0	1 6
65	三谷(6)	三谷	3 5	3 2 5	2 6
66	田君(2)	田君	4 6	2 4 5	8 6
67	指杭(3)	指杭	3 6	7 5	7 0
68	二日市(2)	二日市	4 0	1 2 5	1 3
69	七釜(3)	七釜	5 0	1 1 0	4 5
70	七釜(4)	七釜	6 0	1 1 0	2 9
71	用土(2)	用土	3 0	7 5	1 3
72	高末(1)	高末	5 0	1 1 0	1 9
73	高末(2)	高末	3 2	1 9 5	1 0 4
74	高末(3)	高末	3 0	9 5	4 2
75	三尾(3)	三尾小三尾	4 5	1 3 0	2 0
76	和田(2)	和田	4 5	1 4 0	3 3
77	久谷(3)	久谷	4 7	4 5	6
78	久斗山(4)	久斗山	4 0	8 0	2 0
79	境(1)	境	4 0	7 0	6
80	清富(1)	清富	4 5	1 3 0	1 2
81	桧尾①	桧尾	5 1	1 2 5	8
82	栃谷口(1)①	熊谷栃谷口	3 5	1 3 0	4 5
83	栃谷口(2)	熊谷栃谷口	3 5	1 4 8	5 8
84	栃谷口(3)	熊谷栃谷口	3 9	2 2 5	5 4
85	仁連寺	熊谷仁連寺	3 9	3 0 3	9 6
86	金屋(1)	金屋	3 5	2 9 0	6 5
87	数久谷①	歌長数久谷	4 0	2 6 3	4 4
88	今岡	金屋今岡	3 5	1 8 5	6 8
89	金屋(2)	金屋	3 7	3 0 2	6 9
90	城坂①	井土城坂	3 0	2 9 0	4 6
91	細田	細田前田	4 0	1 4 0	6 7
92	温泉	湯水路新田	4 5	2 4 3	3 0
93	高山	歌長高山	4 0	4 1 5	7 0
94	歌長	歌長上へ浅岡田	3 8	1 9 5	2 8
95	天神	湯	3 9	2 6 0	2 2
96	稲負谷	湯東稲負谷	4 1	4 8 5	7 0
97	西稲負谷	湯	4 0	1 1 0	4 6

98	湯	湯	3 4	1 7 3	8 4
99	切畑	切畑	5 5	1 8 6	2 8
100	丹土	丹土	3 0	1 1 0	4 0
101	飯野(1)	飯野	3 4	2 3 8	4 2
102	大門	飯野大門	3 4	3 3 0	4 0
103	飯野(2)①	飯野	3 5	1 1 0	6 8
104	千原	千原	3 5	2 3 3	4 0
105	鐘尾(1)①	鐘尾	3 8	4 1 2	1 2 3
106	鐘尾(2)	鐘尾	3 5	1 3 0	2 6
107	千谷	千谷畑原	4 0	5 5 0	6 6
108	宮脇	宮脇	3 2	1 9 5	6 0
109	田中	田中	3 7	2 0 0	1 8
110	岸田	田中	4 0	4 0 0	1 0 6
111	向山	海上向山	4 2	2 7 0	7 5
112	海上	海上向山	3 5	2 3 0	3 0
113	鐘尾(1)②	鐘尾	4 0	3 7 5	1 2 0
114	城坂②	井土城坂	3 2	1 4 7	4 2
115	数久谷②	歌長数久谷	3 4	1 9 5	5 2
116	数久谷③	歌長数久谷	3 6	2 0 1	5 8
117	栃谷口(1)②	熊谷栃谷口	3 5	1 4 0	5 2
118	千谷(2)	千谷	3 7	1 6 0	8 4
119	千谷(3)	千谷	6 0	3 0 0	1 2
120	千谷(4)	千谷八田	3 5	1 0 0	4 8
121	内山(1)	内山	3 5	9 5	3 2
122	内山(2)	内山	4 6	2 0	1 4
123	内山(3)	内山	4 0	1 1 5	4 0
124	海上(2)	海上	3 6	1 8 3	4 0
125	石橋(1)	石橋	4 0	7 5	2 2
126	鐘尾(3)	鐘尾	6 5	2 7 5	1 0
127	竹田(1)	竹田後山	3 2	1 4 2	7 6
128	竹田(2)	竹田後山	3 9	1 1 8	6 0
129	千原(2)	千原竹田	3 1	1 2 3	6 0
130	竹田(3)	竹田	5 6	1 3 0	3 4
131	竹田(4)	竹田	5 2	3 6 0	8
132	竹田(5)	竹田	6 0	9 8	1 2
133	竹田(6)	竹田	3 7	1 6 2	3 4
134	竹田(7)	竹田	3 0	1 8 3	1 4
135	竹田(8)	竹田	3 1	2 5 5	8 0
136	飯野(3)	飯野	3 0	2 8 5	5 4

137	飯野(4)	飯野	3 4	1 1 5	5 4
138	塩山(1)	塩山	3 6	1 9 5	1 8
139	今岡(2)	今岡金屋口	4 1	2 8 0	1 4 0
140	井土(1)	井土出合	3 0	1 0 5	5 0
141	井土(2)	井土八日市	3 5	2 1 3	5 2
142	井土(3)	井土八日市	3 4	8 5	4 2
143	細田(2)	細田	3 0	1 6 0	6 0
144	細田(3)	細田	4 3	1 6 0	8 6
145	細田(4)	細田	4 2	1 3 3	2 5
146	細田(5)	細田	3 4	1 4 5	4 3
147	細田(6)	細田	3 1	7 5	4 2
148	湯(2)	湯	3 4	2 1 5	8 6
149	湯(3)	湯	3 3	2 7 7	6 8
150	湯(4)	湯	4 0	2 0 0	4 9
151	湯(5)	湯	7 0	7 0	3 6
152	湯(6)	湯	3 2	1 2 3	5 0
153	湯(7)	湯	3 2	6 0	1 6
154	湯(8)	湯	7 0	2 9 0	7
155	湯(9)	湯	4 6	3 0 0	8 6
156	湯(10)	湯	4 2	7 0	8
157	湯(11)	湯	4 0	1 7 2	4 9
158	湯(12)	湯	3 0	3 5	3 0
159	湯(13)	湯	3 9	8 0	6 9
160	湯(14)	湯	3 2	1 0 0	6 6
161	湯(15)	湯	7 3	7 0	3 0
162	桐岡(1)	桐岡	6 3	6 5	1 0
163	桐岡(2)	桐岡	3 8	2 0	6
164	中辻(1)	中辻	3 0	1 4 5	2 2
165	歌長(1)	歌長	3 2	1 0 1	4 6
166	歌長(2)	歌長	3 3	8 8	2 4
167	歌長(3)	歌長	3 5	7 5	7 8
168	歌長(4)	歌長	4 0	1 3 5	8 5
169	歌長(5)	歌長	4 5	7 4	2 6
170	歌長(6)	歌長	3 5	6 3	2 2
171	歌長(7)	歌長	4 5	9 8	3 0
172	熊谷(7)	熊谷神田	3 0	1 2 5	7 6
173	熊谷(1)	熊谷神田	3 2	2 5 5	8 6
174	熊谷(2)	熊谷大熊	3 7	2 3 8	3 0
175	伊角(1)	伊角	4 5	5 5	5

176	岸田(1)	岸田青下	33	118	156
-----	-------	------	----	-----	-----

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ (人家1～4戸の箇所)

番号	箇所名	大字小字名	崩壊危険箇所		
			傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)
1	居組(4)	居組	37	40	52
2	居組(5)	居組	34	35	20
3	居組(6)	居組	35	80	46
4	居組(7)	居組	36	60	16
5	釜屋(3)	釜屋	42	95	45
6	諸寄(6)	諸寄京屋	36	105	24
7	諸寄(7)	諸寄宝木	40	30	9
8	諸寄(8)	諸寄奥町	46	35	22
9	諸寄(9)	諸寄静岡上町	33	140	58
10	諸寄(10)	諸寄静岡上町	35	40	62
11	芦屋(4)	芦屋	43	120	80
12	芦屋(5)	芦屋	40	115	54
13	浜坂(2)	浜坂宇都野町	35	40	10
14	浜坂(3)	浜坂宇都野町	42	65	12
15	浜坂(4)	浜坂宇都野町	43	75	7
16	清富(2)	清富	36	280	220
17	三谷(7)	三谷	34	90	62
18	三谷(8)	三谷	55	60	16
19	古市(2)	古市	38	75	45
20	古市(3)	古市	30	75	35
21	古市(4)	古市	60	75	6
22	指杭(4)	指杭	30	25	20
23	指杭(5)	指杭	33	30	35
24	二日市(3)	二日市	42	80	46
25	二日市(4)	二日市	37	48	30
26	二日市(5)	二日市	35	65	30
27	田井(4)	田井	30	70	16
28	田井(5)	田井	39	90	28
29	対田(1)	対田	36	45	28
30	対田(3)	対田	40	190	8
31	対田(4)	対田	40	110	25
32	赤崎(4)	赤崎	30	115	26
33	赤崎(5)	赤崎	34	80	16
34	赤崎(6)	赤崎	38	90	30

35	赤崎(7)	赤崎	4 0	1 1 8	2 6
36	高末(4)	高末	3 3	1 1 0	6 6
37	正法庵(2)②	正法庵	4 5	1 0 0	2 0
38	和田(3)	和田	3 2	6 5	2 6
39	和田(4)	和田	3 6	3 5	1 8
40	久谷(4)	久谷	4 4	3 5	3 0
41	久谷(5)	久谷	3 8	4 5	1 4
42	久谷(6)	久谷	3 5	7 0	2 2
43	辺地	辺地	3 1	4 5	1 8
44	藤尾(2)	藤尾	4 0	1 3 5	3 0
45	藤尾(3)	藤尾	4 0	9 0	2 0
46	境(2)	境	4 5	7 5	2 8
47	境(3)	境	4 5	6 0	6
48	久斗山(2)②	久斗山	4 5	5 0	5 0
49	久斗山(5)	久斗山	3 8	7 0	2 3
50	久斗山(6)	久斗山	4 0	5 0	1 5
51	久斗山(7)	久斗山本谷	4 0	5 5	5 0
52	境大味(1)	境大味	3 2	9 0	2 6
53	境大味(2)	境大味	3 5	2 5	1 6
54	境中小屋(1)	境中小屋	3 5	1 1 0	2 0
55	境中小屋(2)	境中小屋	4 5	6 5	2 4
56	赤崎(8)	赤崎	4 0	1 1 0	2 5
57	千谷(5)	千谷	4 8	6 5	8
58	千谷(6)	千谷	4 0	3 0	2 4
59	内山(4)	内山	5 0	4 5	6
60	内山(5)	内山	3 4	8 0	2 4
61	内山(6)	内山	3 5	5 0	3 6
62	内山(7)	内山	3 8	6 5	9 2
63	内山(8)	内山	3 3	7 5	7 6
64	内山(9)	内山	4 0	9 5	2 3
65	内山(10)	内山	3 5	3 5	3 0
66	越坂(1)	越坂越坂	3 3	1 2 5	7 0
67	越坂(2)	越坂	3 8	3 0	6 0
68	越坂(3)	越坂	3 0	3 0	5 8
69	越坂(4)	越坂	3 2	1 1 0	4 6
70	越坂(5)	越坂	3 9	6 0	4 4
71	海上(3)	海上	3 9	9 0	3 5
72	石橋(2)	石橋	3 0	5 0	9
73	田中(2)	田中	3 4	1 5 2	4 8

74	田中(3)	田中	3 4	1 1 5	1 8
75	田中(4)	田中	3 7	2 0	8
76	田中(5)	田中	4 0	7 4	1 2
77	鐘尾(4)	鐘尾	3 6	1 4 0	6 2
78	千原(3)	千原	3 9	1 7 0	4 0
79	千原(4)	千原	3 4	1 4 0	7 0
80	千原(5)	千原	4 0	5 8	6 4
81	千原(6)	千原	3 2	1 3 0	3 6
82	竹田(9)	竹田後山	3 2	1 0 0	5 4
83	竹田(10)	竹田後山	3 5	1 7 0	7 7
84	竹田(11)	竹田	3 2	1 2 2	6 2
85	竹田(12)	竹田竹田	4 6	7 0	1 0
86	飯野(2)②	飯野	3 3	7 0	6 6
87	飯野(5)	飯野	3 5	9 5	2 0
88	飯野(6)	飯野	3 5	2 5	1 2
89	飯野(7)	飯野	3 5	1 0 5	1 6
90	飯野(8)	飯野	4 0	1 2 0	3 0
91	飯野(9)	飯野	5 1	1 2 4	1 4
92	飯野(10)	飯野	3 9	5 5	1 6
93	飯野(11)	飯野	3 4	6 8	1 2
94	塩山(2)	塩山	3 0	4 5	2 0
95	塩山(3)	塩山	4 5	5 0	1 0
96	塩山(4)	塩山	3 6	2 5	2 6
97	塩山(5)	塩山	3 0	2 5	1 6
98	塩山(6)	塩山	3 2	2 0	1 0
99	塩山(7)	塩山	4 1	5 5	1 3
100	塩山(8)	塩山	3 2	7 0	1 6
101	塩山(9)	塩山	3 7	8 3	2 6
102	塩山(10)	塩山	4 2	6 8	6
103	今岡(3)	今岡金屋口	4 4	1 5 7	1 0 2
104	今岡(4)	今岡金屋口	3 9	1 1 0	8 0
105	今岡(5)	今岡金屋口	4 1	9 2	7 8
106	井土(4)	井土城坂	3 1	1 1 5	4 4
107	井土(5)	井土黒坂	3 3	1 3 0	7 0
108	井土(6)	井土黒坂	3 6	1 9 8	4 8
109	細田(7)	細田	3 8	5 3	4 6
110	細田(8)	細田	3 3	7 3	7 4
111	湯(16)	湯	4 0	8 0	4 0
112	湯(17)	湯	3 5	1 1 4	5 4

113	湯(18)	湯	3 4	3 8	2 8
114	湯(19)	湯	3 0	1 7 8	6 4
115	湯(20)	湯	3 2	7 0	7 0
116	桐岡(3)	桐岡	3 2	3 9	1 8
117	桐岡(4)	桐岡	3 5	6 3	3 8
118	桐岡(5)	桐岡	3 0	1 8 5	3 8
119	桐岡(6)	桐岡	3 7	1 0 5	1 6
120	丹土(2)	丹土	3 1	5 0	1 2
121	中辻(2)	中辻	3 4	7 0	1 3
122	中辻(3)	中辻	4 5	2 5	1 8
123	歌長(8)	歌長	4 5	7 5	1 4
124	歌長(9)	歌長	4 2	4 5	3 4
125	歌長(10)	歌長	5 5	3 8	8
126	歌長(11)	歌長	3 5	6 2	6
127	歌長(12)	歌長	4 7	1 6 5	1 2
128	歌長(13)	歌長	3 7	1 2 5	6 4
129	歌長(14)	歌長高山	3 9	9 5	2 4
130	歌長(15)	歌長高山	3 6	1 7 0	2 2
131	多子(1)	多子多子	3 4	1 2 3	4 2
132	多子(2)	多子多子	3 5	7 6	3 4
133	多子(3)	多子多子	4 2	7 7	6
134	多子(4)	多子多子	3 4	3 1	2 8
135	多子(5)	多子多子	3 7	3 8	6
136	多子(6)	多子多子	4 2	6 0	9
137	切畑(2)	切畑	3 9	8 5	1 2
138	切畑(3)	切畑	4 9	2 5	1 0
139	切畑(4)	切畑	3 8	3 0	6
140	切畑(5)	切畑	3 9	1 4 0	1 7
141	春来(1)	春来湯谷	3 2	8 0	6 8
142	春来(2)	春来湯谷	3 2	7 5	6 2
143	春来(3)	春来湯谷	3 8	7 0	5 0
144	春来(4)	春来湯谷	3 7	1 8 0	7 1
145	春来(5)	春来湯谷	3 5	1 3 5	8 2
146	春来(6)	春来湯谷	4 6	1 4 5	1 0 8
147	春来(7)	春来湯谷	3 2	3 0 0	1 1 0
148	春来(8)	春来	3 7	1 0 5	2 0
149	春来(9)	春来	3 7	8 3	3 0
150	春来(10)	春来	3 3	3 4	1 0
151	春来(11)	春来	4 3	1 0 5	2 3

152	熊谷(3)	熊谷仁連寺	4 0	1 2 3	7 3
153	熊谷(4)	熊谷仁連寺	3 3	1 5 5	7 1
154	熊谷(5)	熊谷栃谷口	3 4	1 5 3	5 0
155	熊谷(6)	熊谷栃谷口	3 4	1 3 3	2 8
156	熊谷(7)	熊谷神田	4 0	4 5	2 0
157	熊谷(8)	熊谷大熊	4 7	1 0 7	7
158	熊谷(9)	熊谷大熊	3 6	9 5	5 0
159	熊谷(10)	熊谷大熊	5 2	1 0 5	1 2
160	熊谷(11)	熊谷大熊	4 2	8 8	3 0
161	伊角(2)	伊角	3 3	1 3 5	7 4
162	伊角(3)	伊角	3 5	4 5	1 6
163	伊角(4)	伊角	5 0	2 9	6
164	伊角(5)	伊角	4 7	3 6	8
165	伊角(6)	伊角	3 2	5 3	3 0
166	伊角(7)	伊角	3 0	1 5 0	5 0
167	伊角(8)	伊角	4 1	9 3	2 8
168	伊角(9)	伊角	3 9	2 3 6	4 4
169	伊角(10)	伊角	6 7	7 3	6
170	伊角(11)	伊角	3 7	1 8 7	5 7
171	桧尾②	桧尾	4 6	7 0	4 4
172	桧尾③	桧尾	4 2	7 0	3 2
173	岸田(2)	岸田菅原	3 8	1 0 0	5 2
174	岸田(3)	岸田肥前畑	3 6	5 1 0	1 2 2
175	井土(7)	井土城坂	4 2	5 3	5
176	井土(8)	井土城坂	6 0	5 0	6

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ (人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所)

番号	箇所名	大字小字名	崩壊危険箇所		
			傾斜度(度)	延長(m)	高さ (m)
1	諸寄(11)	諸寄京屋	3 3	1 9 5	4 6
2	諸寄(12)	諸寄宝木	3 6	2 0 5	1 2 0
3	芦屋(6)	芦屋	3 8	1 1 0	1 1 4
4	芦屋(7)	芦屋	4 0	1 8 5	1 4 0
5	清富(3)	清富	3 7	2 7 7	3 8
6	清富(4)	清富	3 9	2 9 0	1 6
7	清富(5)	清富	4 1	1 7 5	2 2
8	三谷(9)	三谷緑町秋葉台	3 5	1 7 0	3 2
9	三谷(10)	三谷	3 3	1 2 0	1 7
10	栃谷	栃谷	3 8	2 8 5	5 2

11	指杭(6)	指杭	3 9	2 1 0	5 2
12	二日市(6)	二日市	3 2	1 0 5	4 0
13	二日市(7)	二日市	3 4	1 1 5	7 0
14	田井(6)	田井	3 2	1 2 0	2 2
15	田井(7)	田井	3 5	1 3 0	8 6
16	赤崎(8)	赤崎	3 7	1 7 5	2 8
17	赤崎(9)	赤崎	3 6	1 1 0	2 5
18	赤崎(10)	赤崎	4 0	1 8 0	3 0
19	高末(5)	高末	3 3	1 4 5	5 6
20	和田(5)	和田	3 5	2 1 0	3 0
21	和田(6)	和田	3 8	1 5 5	2 0
22	藤尾(4)	藤尾	3 9	1 1 0	3 8
23	藤尾(5)	藤尾	3 8	1 8 0	4 0
24	久斗山(8)	久斗山	3 7	1 6 0	4 0
25	久斗山(9)	久斗山	3 8	2 6 5	2 4
26	久斗山(10)	久斗山本谷	4 5	1 7 0	3 0
27	千谷(7)	千谷	3 8	1 3 0	1 0 4
28	千谷(8)	千谷八田	3 6	1 4 5	7 9
29	宮脇(2)	宮脇	3 0	2 0 0	9 8
30	宮脇(3)	宮脇	3 8	2 4 5	6 4
31	鐘尾(5)	鐘尾	3 6	2 1 0	1 1 8
32	千原(7)	千原	3 1	5 3 0	1 1 2
33	千原(8)	千原	3 5	1 7 0	8 1
34	千原(9)	千原	3 7	2 8 4	8 2
35	千原(10)	千原	3 4	2 2 5	6 5
36	千原(11)	千原	3 9	4 1 8	7 4
37	竹田(13)	竹田	3 2	1 9 2	4 2
38	竹田(14)	竹田	4 4	1 0 0	1 5
39	飯野(12)	飯野	3 0	2 0 5	7 8
40	井土(7)	井土黒坂	3 4	1 7 5	7 8
41	湯(21)	湯	3 7	1 5 0	5 4
42	歌長(16)	歌長	3 9	1 0 5	7 4
43	歌長(17)	歌長	3 5	1 6 2	7 6
44	春来(12)	春来湯谷	3 7	1 2 8	6 2
45	春来(13)	春来湯谷	3 7	1 5 3	7 0
46	春来(14)	春来湯谷	3 5	1 9 3	9 3
47	熊谷(12)	熊谷仁連寺	4 5	2 5 0	1 0 0
48	熊谷(13)	熊谷栃谷口	3 1	1 0 0	6 6
49	桧尾④	桧尾	3 2	1 3 2	6 2

第4款 治山施設の整備

実施担当 農林水産部（農林水産課・産業建設課）

第1 趣旨

豪雨等に伴う山崩れ等による被害を防止するため、治山施設等の整備について定める。

第2 内容

1 治山施設の点検及び整備

町は、県とともに梅雨期・台風期における山地災害を未然に防止するため毎年6月に危険地区を中心とした治山施設等の点検を行い、危険度等に応じて整備を行うこととする。

2 山地災害危険区域の住民に対する周知対策

町は、県とともに梅雨期・台風期における山地災害を未然に防止するため各自治会に対し、毎年6月に危険地区を中心に、町広報紙・パンフレット等により点検・管理対策について指導を行うこととする。

3 町域内危険箇所

山腹崩壊危険地区	46箇所	114ha
地すべり危険地区	9箇所	258ha
崩壊土砂流出危険地区	73箇所	46ha

第5款 土地造成等の規制

実施担当 建設部（建設課・産業建設課）

第1 趣旨

災害に伴う崖崩れまたは、土砂の流出等の災害を予防するため、土地造成等の規制について定める。

第2 内容

1 土地造成工事に対する規制

土地造成工事に対しては、都市計画法第29条に定める許可基準を確実に履行させるとともに常時パトロールを強化し、無許可工事及び手抜き工事等の違反工事の発見に努める。

2 既成危険造成地に対する保全対策

(1) 造成地保全調査の実施

土地造成工事において、最も危険な梅雨期及び台風期に対処して、町は県、警察署、消防本部と合同で危険箇所を調査し、その結果、災害の危険が発生する恐れのあるものについて、危険度、緊急度を考慮して次のとおり分類する。

ア 土地造成に伴って周囲の家屋、交通に直接被害を与える恐れのあるもの

イ 土地造成に伴って間接に付近の家屋及び土地に被害を与える恐れのあるもの

ウ ア、イ以外の小規模の被害でとどまると思われるもの

(2) 造成地保全措置

各地造成について現地調査の際、それぞれ関係者に対して口頭で防災措置を指示するとともに、次の措置を行う。

ア 土地所有者等関係者に対し、聴聞したうえ宅地造成等規制法に基づき改善を命ずる。

イ 小規模でとどまる被害について、口頭で指示した防災措置を直ちに実施するよう文書で

指示する。

(3) 危険状態通報

町は事業主、消防本部及び消防団と合同で巡ら警戒隊を編成し、集中豪雨等の降雨があったときは、当該地域の警戒調査を行い、異常の有無を関係機関に通報するとともに、必要に応じて応急措置を実施する。

第4節 交通関係施設の整備

第1款 道路施設の整備

実施担当 建設部（建設課・産業建設課）

第1 趣旨

多元多重の交通ルートの確保を考慮のうえ、災害に強い道路施設の整備等について定める。

第2 内容

1 町内道路の概況

町内道路は幹線となる国県道を中心に、その支線として町道がのびており今後の宅地開発等に伴う交通量の増加により道路及び橋梁整備の必要性が認められる。

2 整備

交通の安全と円滑を確保し、災害発生時の避難及び救助活動等の迅速化を図るため、路線の拡幅改良等の整備を図る。

なお、県道の改良整備については積極的に県へ要請する。

第5節 ライフライン関係施設の整備

第1款 電力施設等の整備

実施担当 関西電力株式会社

第1 趣旨

電力施設について、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にする電力施設の整備とそれに関連する防災対策を推進する。

第2 内容

1 施設の保全

- (1) 台風、洪水、集中豪雨、高潮対策
- (2) 雷害対策
- (3) 雪害対策
- (4) 塩害対策

2 電力の安定供給

- (1) 通信設備の確保
- (2) 電気施設予防点検
- (3) 気象通報・予報の早期確認

3 公衆災害、二次災害の防止

- (1) 電気工作物の適正管理の推進
 - (2) 災害時における感電や火災等の公衆災害、二次災害の防止に向けた防災意識の向上対策
- 4 資機材の確保・整備
 - (1) 資機材の確保
 - (2) 資機材の輸送
 - (3) 資機材の広域運営
 - 5 防災訓練、防災教育の実施
 - (1) 防災訓練等の実施又は参加
 - (2) 従業員の防災教育
 - 6 電力会社相互間の体制強化

第2款 LPガス施設等の整備

実施担当 兵庫県プロパンガス協会但馬支部美方西地区会

第1 趣旨

LPガス施設について災害による被害を防止し、被災後の迅速な復旧を行うための対策について定める。

第2 内容

LPガス施設の防災への整備を推進するため、次の事項を実施する。

- 1 要員の防災に関する教育訓練
- 2 防災事業所リスト（連絡先等）の配布
- 3 必要資機材の備蓄
- 4 関係行政機関との連絡及びLPガス関係事業所、機関との連絡調整
- 5 保安要員の常時待機による即応態勢の整備
- 6 気象情報等の収集

第3款 電気通信設備等の整備

実施担当 西日本電信電話株式会社

1 通信施設の災害予防

(1) 建物設備

建物は耐火構造とするほか、周辺の諸条件により保護施設（水防壁、水防板等）を設置する。

(2) 電力設備

- ア 停電対策用予備エンジンの設置、整備及び長時間容量蓄電池の設置
- イ 電力用各種装置の災害対策の整備充実

(3) 通信設備

- ア とう道（共同溝を含む）網の拡充
- イ 通信ケーブルの地中化を推進
- ウ 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実
- エ 災害対策機関の通信回線は、当該加入者との協議により加入者伝送路の2ルート化を推

進

オ 主要な伝送路を多ルート構成、あるいはループ化

カ 中継交換機の分散設置

2 災害対策用機器及び資材等の配備

(1) 通信途絶防止用無線網の整備

次のものを整備する。

ア 可搬型無線機（TZ-403）

(2) 災害対策用機器の整備・充実

次のものを整備する。

ア 応急復旧ケーブル

イ 非常用可搬形デジタル交換装置、衛星車載局、ポータブル衛星局

ウ 移動電源車、可搬型発動発電機

エ 排水ポンプ

(3) 復旧資材の備蓄

災害に備え復旧資材の備蓄に務める。

3 防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加する。

(1) 訓練内容

ア 災害対策情報連絡演習

イ 災害復旧演習

ウ 大規模地震の警戒宣言の情報伝達演習

(2) 演習方法

ア 全社規模における情報連絡演習

イ 事業所単位でのかけつけ・情報伝達演習

ウ 防災機関における防災総合訓練への参加

第4款 水道施設等の整備

実施担当 企業部（水道課・産業建設課）

第1 趣旨

水道施設について、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず、迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

第2 内容

1 重要施設の安全性診断並びに安全性強化

風水害等による断水・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限にとどめる計画をたて、施設の新設、拡張、改良計画にあわせて計画的に整備を進めることとする。

2 水道施設の保守点検

水道施設について、巡回点検を実施することとする。

- (1) 取水施設
 - ア 施設の保守
- (2) 浄水施設
 - ア 付帯施設の保守
- (3) 送配水施設
 - ア 附属配管・諸施設の保守
- 3 断水対策
 - 配水ブロックによる被害区域の限定化を実施することとする。
- 4 図面の整備
 - 緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握することとする。
- 5 災害時用の資機材の整備
 - 必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておくこととする。
- 6 教育訓練並びに平時の広報
 - 災害発生時に的確な防災対策が行えるよう、防災に係る教育訓練等を実施する。
 - (1) 職員に対する教育、訓練
 - 町防災担当部門が実施する防災研修及び防災訓練に参加することにより防災意識と災害応急対策能力の向上を図る。
 - (2) 住民に対する広報
 - 災害時における給水対策、飲料水の確保等について、水道週間、防災週間、その他町実施の催しにおいて印刷物等によるPRを行う。
 - また、町が行う訓練等への参加協力を求め、住民の防災意識の向上と給水体制への理解を図る。
- 7 相互応援体制の整備
 - 上水道の迅速な復旧のため周辺市町と広域的相互応援協定を締結し、相互支援要請体制を推進する。「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」により相互応援体制の整備と訓練を行う。

第5款 下水道施設等の整備

実施担当 企業部（下水道課・産業建設課）

第1 趣旨

下水道による浸水防除機能低下は、住民の生活に多大の影響を与え、非衛生状態を招くためその対策を定める。

第2 内容

- 1 下水道による浸水防除対策
 - 災害発生時における下水道の浸水防除機能確保のため重要幹線管渠等の整備を推進する。
 - (1) 重要幹線管渠の整備
 - (2) 資機材の整備
- 2 下水道施設の保守点検
 - 平常時の巡視及び点検を行い、老朽施設、故障箇所等の早期発見と改修を実施する。

- 3 災害時用の資機材の整備
予想される必要資機材の把握と災害時における調達方法及び保管方法を定めておくものとする。
- 4 相互応援体制の整備
下水道の迅速な復旧のため周辺市町と広域的相互応援協定を締結し、相互支援要請体制を推進する。

第3章 災害応急対策への備えの充実

第1節 組織体制の整備

実施担当 総務部（総務課・振興課）、救助環境部（町民課・住民福祉課）

第1 趣旨

新温泉町の平時からの防災組織体制について定める。

第2 内容

1 新温泉町の防災組織体制

新温泉町は、町域における総合的な防災対策の推進のため、平時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるものとする。

(1) 新温泉町防災会議

災害対策基本法第16条により設置し、組織及び運営は、災害対策基本法、新温泉町防災会議条例の定めるところにより行う。

所掌事務は、新温泉町地域防災計画の作成及びその実施の推進等とする。

(2) 新温泉町自主防災連絡会

水防法第3条に定める当町の水防責任を全うするために設置するもので、新温泉町水防計画の定めるところにより、水防態勢の強化及び水防活動の円滑化を図る。

(3) 新温泉町水防本部

新温泉町水防計画により設置し、組織、運営及び所掌事務は同計画の定めるところによる。

2 新温泉町の災害対策要員等の確保体制

新温泉町は、災害発生時の初動体制に万全を期し、緊急必要時の災害対策要員等の確保に努める。

(1) 災害監視、即応体制の確立

災害監視及び災害情報収集と伝達体制等を確保するため、第1段階として消防担当職員をもってこれにあて、その後、必要に応じ宿日直体制を強化して実施するものとする。

(2) 参集可能職員の確保

ア 配備態勢

(ア) 準備段階

総務課長、町民課長、建設課長、総務部配置職員、救助環境部配置職員及び建設部配置職員等であらかじめ指定する職員

(イ) 第1号非常配備態勢

各課室長等の管理職員並びに各部配置職員等であらかじめ指定する職員

(ウ) 第2号非常配備態勢

所属人員のうち約5割以内の人員により、災害応急対策等にあたる態勢

(エ) 第3号非常配備態勢

原則として、全所属職員により、災害応急対策等にあたる態勢

イ 配備基準

(ア) 準備段階

- a 気象注警報等が発令され、職員配備又は水防指令等の発令が予想される時
- b 町内で震度3の地震を観測した時

(イ) 第1号非常配備態勢

- a 災害の発生に備えて、主として情報の収集・伝達態勢を強化する必要がある時
- b 風水害等により、小規模の被害が発生した時又は発生するおそれのある時
- c 町内で震度4の地震を観測した時

(ロ) 第2号非常配備態勢

- a 風水害等により、小規模の被害が多発した時若しくは中規模の被害が発生した時又は発生するおそれのある時
- b 町内で震度5弱以上の地震を観測した時

(ハ) 第3号非常配備態勢

- a 風水害等により、中規模の被害が多発した時若しくは大規模の被害が発生した時又は発生するおそれのある時
- b 町内で震度6弱以上の地震を観測した時

ウ 配備指示

配備指示は、原則として災害対策本部長（町長）が決定し、各課長から各課ごとにあらかじめ定められた連絡網・手段により行うものとする。

(ア) 災害対策要員等への連絡手段の確保

有線電話、携帯電話を主に連絡を行い、次いで防災無線等により町内各分団用受令器に対しての一斉伝達により補完を行い、連絡の徹底を図る。

(イ) 災害対策本部員の招集手段の確保

災害発生時における交通途絶を前提として、平時から非常時の登庁経路、方法の検討を行い初動措置に必要な要員の確保に努める。

3 防災組織体制の推進

町の防災対策推進のため、平時から防災会議をはじめ、防災に係る組織体制の整備充実に努める。

4 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等との連帯強化

町は、平時から指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関と緊密な連携を保ち、各機関の防災組織体制への協力を依頼する。

第2節 災害対策要員の研修・訓練の実施

実施担当 総務部（総務課・振興課）、救助環境部（町民課・住民福祉課）

第1 趣旨

町及び町関連施設の職員の災害対応能力向上のための研修、訓練について定める。

第2 内容

1 町の取り組み

町は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、職員の災害対応能力の向上に努める。

(1) 職員用防災マニュアルの作成

災害発生時の初動体制に重点を置き、時系列的、具体的かつ平易的なものとして作成し、職場研修を基本に他の研修の機会を利用し、内容の徹底を図る。

(2) 情報収集、伝達訓練の実施

初動時の災害情報の収集、連絡及び指示、指令の緊急伝達と正確性の向上を図るための通信機器等の操作研修、訓練を行い習熟化に努める。

(3) 非常招集訓練の実施

勤務時間外における災害の発生に備え、情報収集を包括した訓練計画を作成し、これに基づいた訓練を行う。

(4) 防災研修、訓練の実施

国、県その他防災関係機関と合同で、防災に係る図上訓練及び実地訓練の実施に努める。

2 防災関係機関の協力

町は、県をはじめ、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係機関に防災研修、訓練等への協力参加の依頼を行い、目的の達成に努める。

第3節 広域防災体制の確立

実施担当 総務部（総務課・振興課）、救助環境部（町民課・住民福祉課）

第1 趣旨

大規模及び広域的な災害に対処するための体制整備について定める。

第2 内容

兵庫県但馬県民局及び但馬広域行政協議会の構成団体として、これら機関の行う広域防災協力体制の確立に努めるとともに、隣接する町等との相互応援協力体制についても、同様な体制強化を図る。

1 災害応急対策全般に関する、現行の見直し

2 隣接市町との広域防災計画作成の検討

資料 「兵庫・鳥取両県境地域消防相互応援協定」

「消防本部区域内消防相互応援協定」

「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」

「東部山陰市町村連絡協議会災害時相互応援協定」

第4節 情報通信機器・施設の整備

実施担当 総務部（総務課・振興課）、救助環境部（町民課・住民福祉課）

第1 趣旨

災害時の情報収集、伝達手段として機能する情報通信機器等の施設の整備について定める。

第2 内容

1 災害対応総合情報ネットワークシステム

兵庫県が実施する同システムの整備に伴い、新温泉町に設置している端末機器等について、

積極的に活用を図る。

2 災害無線通信体制の充実強化

新温泉町及び当町に係る防災関係機関は、現有の情報通信機器の災害時の支障の発生に備える。

3 災害時情報連絡網の整備について

災害時における情報連絡網の達成を図るため、防災行政無線等の整備促進を行うとともに、現有通信機器の拡充・整備とともに効率的運用に努める。

第5節 防災拠点の整備

実施担当 総務部（総務課・振興課）、救助環境部（町民課・住民福祉課）

第1 趣旨

災害時における防災拠点としての機能を果たす地域防災拠点、コミュニティ防災拠点の整備について定める。

第2 内容

1 地域防災拠点の整備

町は、大規模災害時において、救援、救護、復旧活動等の拠点及び広域避難地ともなる地域防災拠点の整備に努める。

(1) 地域防災拠点は兵庫県が設ける広域防災拠点もしくは広域輸送拠点からの派遣要員及び緊急物資の受付窓口となり、さらに、災害対応の消防、救助、復旧等の活動拠点となるもので、加えて活動に伴う要員資材の集積と物資の備蓄保管場所等の多くの機能が求められる施設である。このため次の設備等が必要とされる。

ア 緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース

イ 地域の防災活動のための駐屯スペース

ウ 物資、復旧資機材、備蓄倉庫

エ 災害対策本部、医療機関、消防本部、その他の関係機関等との交信可能な通信設備

オ 非常用発電設備等

カ ヘリポート

キ 耐震性防火水槽等の消防水利

(2) 地域防災拠点の配置と考え方については、兵庫県地域防災計画の定めるところに準じて行う。

2 コミュニティ防災拠点の整備

町は、コミュニティを中心とした生活空間内において、災害時には避難と救援の接点となるコミュニティ防災拠点を整備する。

なお、必要に応じ、コミュニティ防災拠点に至るまでの一時的な避難地となり、また、身近な防災活動拠点となる公園・広場等の整備に配慮することとする。

(1) 役割

コミュニティ防災拠点は、災害時における防災拠点として、地区住民の避難地及び防災拠点となるものであり、避難と救援の接点としての役割を果たす。

(2) 機能

コミュニティ防災拠点は、以下の機能・設備を整備するよう努めることとする。

- ア 災害時において避難・応急生活が可能な機能
 - イ 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース
 - ウ 情報通信設備
 - エ 対象地区内の防災活動に必要な設備
 - オ 電気、飲料水等の自給自足機能
 - カ 救急医療、高齢者・障害者ケア機能との連携等
- 3 避難路の整備
- 一時避難地とコミュニティ防災拠点又は避難所若しくは地域防災拠点（広域避難地）を結ぶ道路を避難路として整備を検討する。

第6節 消防施設・設備の整備

実施担当 救助環境部（町民課・住民福祉課）

第1 趣旨

町における消防力の整備、強化を促進するための対策について定める。

第2 内容

1 総合的な消防計画の策定

新温泉町は、風水害災害及び大火災に対応する、総合的な消防計画の策定に努める。

2 施設の整備

(1) 現況

ア 消防ポンプ等の保有数

種 類	台 数	設 置 箇 所
水槽付消防ポンプ自動車	1	温泉1
消防ポンプ自動車	8	浜坂1・2・3、諸寄、大庭、温泉1、丹土、千谷
小型動力ポンプ付積載車	25	芦屋、田井、赤崎、三尾、栃谷、七釜、久谷、高末、久斗山、奥町、居組、歌長、春來、井土、竹田、熊谷、伊角、多子、中辻、飯野、塩山、千原、田中、海上、青下
指揮車	2	浜坂本部、温泉本部
小型動力ポンプ	36	清富、指杭、和田、三尾、戸田、三谷、田君、古市、新市、用土、対田、正法庵、辺地、藤尾、境、久斗山、諸寄、居組、釜屋、細田、高山、数久谷、今岡金屋、伊角、桐岡、切畑、鐘尾、宮脇、内山、越坂、前、石橋、岸田

イ 消防水利の概要

町の消防水利は、上水道の普及に伴う住宅地には消火栓はほぼ完備されたが、防火水槽については未整備地域があり、今後も計画的に整備増強を図る。

種 別	数 量	
消火栓	8 4 9 基	
防火水槽	4 0 立 方 米 未 満	1 3 基
	4 0 立 方 米 以 上	1 2 4 基
プール	1 3 箇 所	
ため池	1 3 箇 所	

ウ 消防水利増設計画

(ア) 消火栓の改良増設

水道管の改良工事に伴い、消火栓の増設、整備（移設を含む）を行うとともに、既設の流量不足消火栓等を逐次有効消火栓に改良する。

(イ) 第2次水源の確保

地震その他の原因による断滅水の場合、消火栓にかわる水利として防火水槽、プール、池、河川での消防水利確保を重点計画として、特に耐震性防火水槽の増強を図る。

(ウ) 消防指定水利の増設

池、貯水池等消防の用に利用できるものの所有者の承諾を得て、常時使用可能を図るとともに機能の保持に努める。

(エ) 消防水利の増設計画

消防水利の平成17年度における設置実績及び平成18年度の設置予定は、次表のとおりである。

消防水利	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
消 火 栓							
防火水槽	1			1	1	1	1

(2) 整備計画

ア 消防団消防力の充実

消防団の機動力確保のため、全分団に配備している小型動力ポンプ付積載車（年次計画による）の整備、充実を図るとともに、活動の効率化を図るため軽量ホース、無反動筒先等最新資機材の充実を図る。

イ 消防活動対策

(ア) 路上工作物対策

- a 路上にみだりに在置、又は放置された物件の整理移動について、消防法第3条による屋外の措置命令をもって措置する。
- b 消防出動路を阻害する工作物等(電柱、塀、出店等)について、交通に支障のないよう関係機関に改善及び取締りを依頼する。

(イ) 道路対策

- a 交通障害の多い道路については、水・火災防衛活動の支障排除のため警察、道路関係者等に対し改善対策を求める。
- b 不法駐車による交通障害については、実状をよく調査して取締りを依頼する。
- c 道路工事等による障害については、消防活動に支障のないよう関係者に措置対策を要求し又は迂回路を事前に考慮し、その適正を期する。

第7節 防災資機材の整備

実施担当 救助環境部（町民課・住民福祉課）、建設部（建設課・産業建設課）

第1 趣旨

風水害対策に必要な防災資機材等の整備について定める。

第2 内容

防災資機材の整備については、兵庫県地域防災計画に準じて定めるほか、新温泉町水防計画による。

第8節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

実施担当 総務部（総務課・振興課）、援護衛生部（健康課・福祉課・住民福祉課）

第1 趣旨

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランティア活動の支援体制の整備について定める。

第2 内容

町は、大規模災害発生時の救援活動にボランティアの協力を得るために、受入れ体制、支援拠点及び活動条件の整備に努める。

1 受入体制の整備

町は、町内で大規模災害等が発生した場合、災害救援専門ボランティア以外に、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、受入体制の整備に努めることとする。

- (1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (3) 救援物資、資機材の配分、輸送
- (4) 軽易な応急・復旧作業
- (5) 災害ボランティアの受入事務

2 ボランティア活動の支援拠点の整備

町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。

3 災害ボランティア活動の条件

町は、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、災害に係るボランティア・コーディネーターの養成、ボランティアのための活動マニュアルの作成、ボランティアのネットワーク化、ボランティアの活動拠点の整備、ボランティア活動資機材の整備その他の条件整備に努めることとする。

第9節 災害医療システムの整備

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・住民福祉課・浜坂病院）

第1 趣旨

多数の負傷者等に対する応急医療や、避難所、仮設住宅等における医療対策を想定した災害医療システムの整備について定める。

第2 内容

1 災害医療体制の整備

町は、県が実施する災害医療システム等の整備について協力し、町域内での災害病院の指定、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について美方郡医師会、歯科医師会、医療機関、搬送機関等と調整し、整備に努めるものとする。

2 医薬品等の備蓄

- (1) 町は、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料及び救護班等が用いる医療機材の備蓄に努めるものとする。
- (2) 町域内の医療機関に医薬品等の備蓄を依頼、奨励するものとする。
- (3) 町は、発災後、3日間程度の間に必要な医薬品（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に特に留意するものとする。

第10節 備蓄体制等の整備

実施担当 総務部（総務課・振興課）、救助環境部（町民課・住民福祉課）

第1 趣旨

災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄、調達体制の整備について定める。

第2 内容

1 基本方針

- (1) 災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や、外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じるものとする。
- (2) 町は、住民が各家庭や職場で3日間分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織、自治会等を通じて啓発に努める。
- (3) 町は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等の小単位に分散する方式で物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄倉庫の整備を検討する。
- (4) 町及び町に係る防災関係機関は災害対策要員の必要分として常時3日間の備蓄に努める。

2 食料

(1) 備蓄、調達

ア 配布対象

- (ア) 避難所等に避難している被災者
- (イ) 住家が被害を受け、炊事ができない者
- (ウ) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者

イ 目標数量

コミュニティ域又は、小学校区レベルで被災者1日分相当の食糧を現物で備蓄し、さらに町域レベルで1日分を現物又は流通在庫備蓄することとする。

ウ 品目

- (ア) 炊き出し用米穀、乾パン、育児用調整粉乳等の主食糧
- (イ) 即席めん、調味料、調理缶詰等の副食類

3 生活必需物資

(1) 備蓄、調達

ア 配布対象

- (ア) 住家が被害を受けた者
- (イ) 被服、寝具その他、生活上必要な最小限度の家財を失った者
- (ウ) 生活必需物資が無い場合、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 目標数量

目標は、平時の日常生活における最低のレベルとし、災害時要援護者に対する配慮を行うものとする。

ウ 品目

発災日から直ちに必要となるものに重点をおくとともに、災害時要援護者への対応について十分な配慮を行うものとする。

- (ア) 毛布等の寝具
- (イ) 下着、靴下、手袋その他
- (ウ) タオル、ハンカチ等
- (エ) 炊事道具、食器類、哺乳瓶等
- (オ) トイレトペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、バケツ、洗面用具、生理用品、紙おむつ（乳児、大人）、石鹸等の日用品
- (カ) 懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、使い捨てカイロ等

4 応急給水

(1) 対象、目標数量

上水道の給水が停止した断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3リットルを給水することを原則として、給水体制を整備することとする。

給水目標水準

災害発生から3日間	1人1日	3リットル
4日から10日まで	〃	3～20リットル
11日から20日まで	〃	20～100リットル
21日目以降	〃	100リットル～被災前の水準

(2) 供給体制

町は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制を整備するものとする。

5 医薬品

兵庫県地域防災計画の「災害医療システムの確立」及び「医療、助産対策の実施」に準じて整備を進めるものとする。

6 備蓄の方法

備蓄については、防災倉庫に収納する方式であり、今後は避難所を設ける小、中学校、町関係施設等への防災倉庫増設計画の推進に努める。

(1) 現有品名及び数量

品名	数量	資器材配備場所	備考
毛布	67	防災倉庫（宇都野町）	

〃	2 2 5	浜坂分団格納庫	
〃	5 0	もみじホール	
ボルトクリップ	4	防災倉庫 (宇都野町)	
ジャッキ	1 0	防災倉庫 (宇都野町)	
ノコギリ	2 0	防災倉庫 (宇都野町)	
〃	5	水防倉庫 (出合)	
トラロープ	1 0	防災倉庫 (宇都野町)	
ロープ	1 0	防災倉庫 (宇都野町)	
〃	1 0	水防倉庫 (出合)	
P P ロープ	5	水防倉庫 (出合)	
番線	5	水防倉庫 (出合)	
針金	2	水防倉庫 (出合)	
給食トレイ	2 5 0	防災倉庫 (宇都野町)	
ハンドマイク	9	防災倉庫 (宇都野町)	
チェーンブロック	9	防災倉庫 (宇都野町)	1 t 用
投光器	2 0	防災倉庫 (宇都野町)	
安全コート	1 1	防災倉庫 (宇都野町)	
雨ガッパ	1 0 0	水防倉庫 (出合)	
ブルーシート	5 2	防災倉庫 (宇都野町)	
〃	5	水防倉庫 (出合)	
バール	3 2	防災倉庫 (宇都野町)	
〃	6	消防センター (役場)	
担架	1 0	防災倉庫 (宇都野町)	
ゴム手袋	1, 5 4 0	防災倉庫 (宇都野町)	
斧	2 0	防災倉庫 (宇都野町)	
バチツル柄	1 7	防災倉庫 (宇都野町)	ツルハシの柄
ツルハシ (頭のみ)	2 0	防災倉庫 (宇都野町)	1. 5 kg
ツルハシ	5	水防倉庫 (出合)	
〃	5	消防センター (役場)	
ハンマー	2	防災倉庫 (宇都野町)	
両口ハンマー	1 8	防災倉庫 (宇都野町)	
〃	1	消防センター (役場)	
〃	1 2	水防倉庫 (出合)	
消火用バケツ	1 0 0	防災倉庫 (宇都野町)	
〃	5 0	水防倉庫 (出合)	
ポリバケツ	1 0	水防倉庫 (出合)	
ポリ缶	1 5	水防倉庫 (出合)	1 8 ℓ 入
ヘルメット	9 6	防災倉庫 (宇都野町)	
〃	1 0	水防倉庫 (出合)	

ドラムキーパー	100	防災倉庫（宇都野町）	
ドラム	9	防災倉庫（宇都野町）	
〃	3	水防倉庫（出合）	
長靴	10	防災倉庫（宇都野町）	
土のう袋	300	消防センター（役場）	
〃	200	水防倉庫（出合）	
土のう袋（重機用）	100	水防倉庫（出合）	
ショベル	10	消防センター（役場）	
スコップ	4	消防センター（役場）	
〃	18	防災倉庫（宇都野町）	丸
〃	15	水防倉庫（出合）	丸
〃	15	水防倉庫（出合）	角
掛矢	8	消防センター（役場）	
〃	2	水防倉庫（出合）	
鍬	6	消防センター（役場）	
〃	10	水防倉庫（出合）	
鎌	5	水防倉庫（出合）	
α化米	50	温泉総合支所	
鉄杭	100	水防倉庫（出合）	大50、小50
一輪車	8	浜坂分団格納庫	
〃	3	水防倉庫（出合）	

第11節 緊急輸送体制の整備

実施担当 総務部（総務課・振興課）、建設部（建設課・産業建設課）

第1 趣旨

災害時における災害応急活動に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制の整備について定める。

第2 内容

- 1 町は、県が地域防災計画により実施する緊急輸送路ネットワークの設定に協力し、町内における緊急時輸送路について、平時から整備、点検を行うとともに被災時の迅速復旧に備えるものとする。
- 2 町は、ヘリコプターの臨時離着陸場として、下記の場所を指定し県に届出済であるが、本町の地形等より、山間部への必要性が考えられるので、適地についての検討を実施する。

災害対策用ヘリコプター離着陸場

ア 常設離着陸場

- (1) 兵庫県湯村温泉ヘリポート（新温泉町多子）

イ 臨時離着陸場

- (1) 岸田川河川敷（新温泉町清富）
- (2) 山村広場（新温泉町二日市）

(3) 出合河川敷グラウンド（新温泉町井土）

(4) 健康公園グラウンド（新温泉町湯）

第12節 災害時要援護者支援対策の強化

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・住民福祉課・浜坂病院）、

救助環境部（町民課・住民福祉課）

第1 趣旨

高齢者、障害者や乳幼児等の災害時要援護者に対し、災害時に迅速、的確な対応を図るための体制整備について定める。

第2 内容

1 地域安心拠点の整備

町は、平時における住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、災害時における災害時要援護者対策にもつながることから、住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携・供給拠点を、体系的に整備するよう努めることとする。

2 災害時要援護者の把握と情報伝達体制の整備

(1) 災害時要援護者の日常的把握

町は、民生・児童委員、ホームヘルパー、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じ、高齢者、障害者等の要援護者の状況を把握し、台帳を作成しておくなど、災害時に迅速に対応ができる体制の整備に努めることとする。

(2) 障害者への情報伝達方法の確立

町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備に努めることとする。

また、町は、防災知識の普及啓発に努めるほか、消防機関等は、防災上の相談・指導を行うこととする。

(3) 緊急通報システムの拡充

ひとり暮らし老人と消防機関の間に緊急通報システムの整備を進めてきたところであるが、今後災害時要援護者にも対象範囲を拡大する方向で整備・拡充に努める。

(4) 災害時要援護者の基準

災害時に自分一人で避難することが困難な者、被害の内容によっては自分一人で避難が困難である者。

区 分		基 準
高 齢 者	一人暮らし高齢者	65歳以上
	高齢者世帯	65歳以上
寝たきり者		家族支援がない者

身体障害者 (児)	視覚障害者	障害手帳 2級以上
	聴覚障害者	障害手帳 2級以上
	肢体不自由者	障害手帳 3級以上 ・ 車椅子生活者
	内部障害者	障害手帳所有者
知的障害者		療育手帳A判定
精神障害者		療育手帳 同居の家族が、高齢で支援が必要な場合
難病患者		軽症～重症の方 介護保険重複者あり
妊産婦		妊娠後期の人
乳幼児・児童		
外国人		

3 社会福祉施設等の整備

(1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の整備

町は、高齢者、障害者等の中で、在宅サービスの必要のある者に対して、社会福祉施設でのデイサービスやショートステイ等のサービスの提供を行ってきたが、緊急に施設で保護する必要がある者に対して社会福祉施設の一時入所措置等の取扱が円滑に行われるよう体制を整備することとする。

また、町は、緊急に施設で保護する必要がある者の一時入所措置等について、県及び近隣市町との協力体制を整備することとする。

(2) 社会福祉施設の対応強化

町は、社会福祉施設を利用する高齢者や障害者等が、災害時に独力で自身の安全を確保するのは困難な場合もあることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努めることとする。

(3) 社会福祉施設等の整備

町は、高齢者や障害者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努めることとする。

ア 車いすで通行できる避難経路として敷地内通路及び外部出入口の整備

イ 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備

(4) 高齢者、障害者等に配慮した避難所の整備

災害時に避難所となる施設管理者は、高齢者、障害者の利用を考慮して、バリアフリー化に努めることとする。

4 災害時に特に配慮すべき事項

災害時に次の事項について災害時要援護者に十分配慮することが望ましい。

(1) 各種広報媒体を活用した情報の提供を行う。

- (2) 区長町内会長、自主防災組織、民生児童委員等地域住民の協力により避難誘導を行う。
- (3) 名簿等の活用による居宅に取り残された要援護者の迅速な把握を行う。
- (4) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応を行う。
- (5) 避難所等における要援護者の把握とニーズ調査を実施する。
- (6) おむつやポータブル便器等生活必需品を準備する。
- (7) 粉ミルク、やわらかい食品等食事内容に配慮する。
- (8) 手話通訳者やボランティア等の協力による生活支援を行う。
- (9) 巡回健康相談や栄養相談等を重点的に実施する。
- (10) 仮設住宅の構造、仕様について配慮するとともに、災害時要援護者の仮設住宅の優先的な入居に努める。
- (11) 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認を実施する。
- (12) ケースワーカーの配置や継続的なこころのケア対策を行う。
- (13) インフルエンザ等感染症の防止を行う。
- (14) 社会福祉施設の被害状況調査を実施する。
- (15) 福祉相談窓口を設置する。

第13節 外国人支援対策の強化

実施担当 情報部（企画課・振興課・議会事務局）、救助環境部（町民課・住民福祉課）

第1 趣旨

外国人に対する日常の情報提供及び災害時の情報伝達等について定める。

第2 内容

1 災害時の情報伝達及び安否の確認

在留外国人の被災状況の把握と安否の確認をするとともに、外国人生活支援コーディネーターを活用し外国語による情報提供及び相談を行うものとする。

2 情報の提供

浜坂国際交流協会、温泉町国際交流協会ボランティア等の協力を得ながら、可能な限り多言語による情報の提供を行うものとする。

第14節 観光客支援対策の強化

実施担当 情報部（企画課・振興課・議会事務局）、商工部（商工観光課・振興課）

第1 趣旨

観光客に対する情報提供及び災害時の情報伝達等について定める。

第2 内容

1 災害時の情報伝達及び安否の確認

観光客の被災状況の把握と安否の確認をするとともに、観光客の避難所への誘導や被災地外への速やかな退避を行うための情報提供及び相談を行うものとする。

2 情報の提供

観光協会等の団体や宿泊・集客施設の協力を得て、被害時の対応や避難所等の情報提供を行

うものとする。

第4章 住民参加による地域防災力の向上

第1節 防災に関する学習等の充実

実施担当 総務部（総務課・振興課）、救助環境部（町民課・住民福祉課）、
教育部（教育委員会）

第1 趣旨

住民等に対する防災意識の普及、高揚を図るため、防災にかかる学習の推進に関する事項について定める。

第2 内容

1 住民に対する防災思想の普及

町は、住民の一人ひとりが「自らの生命は、自ら守る。」を基本に、平時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう、自主防災思想の普及、啓発の実施に努めるものとする。

2 住民に対する防災知識の普及

町は、各課等の所管業務にかかる次の事項について広報し、住民の防災意識の高揚を図るものとする。

(1) 周知方法

- ア 県立防災科学館等各種訓練施設の活用
- イ ラジオ、テレビ等マスメディアによる普及
- ウ ケーブルテレビによる普及
- エ 出前講座、研修会、シンポジウム等の開催による普及
- オ ホームページによる普及
- カ 標語、図画、作文募集等による普及
- キ 関連資料の収集、展示等による紹介、提供

(2) 周知内容

- ア 町の防災対策
- イ 風水害等に対する知識と過去の災害事例
- ウ 災害に対する平素の心得
 - (ア) 浸水、がけ崩れ等の周辺における災害危険性の把握
 - (イ) 家屋等の点検
 - (ウ) 家族内の連絡手段の確保
 - (エ) 火災の予防
 - (オ) CPR等の応急救護知識等の習得
 - (カ) 避難経路、避難場所等の確認
 - (キ) 3日分程度の食料、飲料水、物資等の備蓄
 - (ク) 非常持出し品の確認（貴重品、小型ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食料、飲料水等）
 - (ケ) 自主防災組織の結成

- (コ) 災害時要援護者及び外国人への配慮
- (ク) ボランティア活動への参加
- エ 災害発生時の心得
 - (ア) 風水害発生時における行動（場所別）
 - (イ) 出火防止と初期消火
 - (ウ) 自宅及び周辺の被災状況の把握
 - (エ) 救助活動
 - (オ) 防災無線、CATV、テレビ、ラジオ等による情報収集
 - (カ) 避難実施時の必要な措置
 - (キ) 避難場所での行動
 - (ク) 自主防災組織の行動
 - (ケ) 自動車運転中及び旅行中等の心得など
- 3 町職員が防災上習熟すべき事項
 - (1) 町職員は、各々の業務を通じ、また研修等により次の事項の習熟に努めるものとする。
 - ア 町の防災体制と防災上処理すべき業務
 - イ 災害発生時の動員計画と各自の担当業務
 - ウ 各関係機関との連絡体制と情報活動
 - エ 関係法令の運用
 - オ 災害発生原因についての知識
 - カ 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点等
 - (2) 町は、兵庫県及び新温泉町地域防災計画を基本に、災害応急対策にかかる共通マニュアルの整備など全職員に対し、災害時における各自の行動の周知徹底に努めるものとする。
- 4 消防団員が防災上習熟すべき事項

消防団は、消防団員が郷土愛護の精神により地域の安全確保に積極的に取り組むため、講習会や訓練を通じて、火災、風水害、地震災害、特殊災害等の基礎知識と、これらに対する消防活動の知識および技術を習得させるよう努めるものとする。
- 5 学校、幼稚園における防災教育

町教育委員会は、学校、幼稚園における防災教育の推進に努めるものとする。

 - (1) 防災教育推進協議会の設置、運営
 - (2) 安全教育の充実
 - (3) 教職員の指導力の向上
 - (4) 人間教育を原点とした防災教育の推進
 - (5) 学校におけるボランティア教育の推進
 - (6) 図書館における調べ学習

第2節 自主防災組織の育成

実施担当 救助環境部（町民課・住民福祉課）、教育部（教育委員会）

第1 趣旨

住民が地域において、自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成強化に関する事項について定める。

第2 内容

1 実施機関等

- (1) 町は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の育成、推進に努める。
その際、町は町消防団と密接に連携し、協力するものとする。
- (2) 町は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、自主防災組織への積極参加について、理解と協力を求める。

2 活動

自主防災組織の参加者は、町及び町消防団と十分に協議し、自らの規約、防災計画を定めて活動を行うものとする。

(1) 計画内容

- ア 組織の編成と任務分担を定め、役割の明確化を行うこと。
- イ 防災知識の普及に関すること。
- ウ 防災訓練に関すること。
- エ 情報の収集、伝達に関すること。
- オ 出火防止、初期消火の方法、体制に関すること。
- カ 救出、救護の活動内容、医療機関への連絡に関すること。
- キ 避難指示の方法、災害時要援護者対応、避難経路、避難場所、避難所の運営協力等の避難誘導、避難生活に関すること。
- ク 食料、飲料水の確保、炊き出し等に関すること。
- ケ 防災資機材の備蓄、調達、保管管理等に関すること。

(2) 自主防災組織の編成

- ア 任務分担による班編成
指揮、連絡、情報、警備、消火、救出救護、避難誘導、給食給水、その他地域上必要と考えられる班の編成を行う。
- イ 構成上の留意事項
 - (ア) 女性の参加と昼夜に分類した方式での結成を検討する。
 - (イ) 地域の事情その他必要に応じて水防、巡視等の班の検討を行う。
 - (ウ) 事業所等の自衛消防組織や従業員の参加について検討を行う。
 - (エ) 地域的片寄りの防止と専門家、経験者等の活用を図る。

(3) 自主防災組織の活動内容

- ア 平常時の活動
 - (ア) 風水害等防災に関する知識の向上
 - (イ) 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連携
 - (ウ) 地域内の危険度の把握
 - (エ) 地域内の消防水利の確認
 - (オ) 家庭内の防火、防災上の措置
 - (カ) 地域における情報収集、伝達体制の確認
 - (キ) 避難所、医療施設等の確認
 - (ク) 防災資機材の整備、管理
 - (ケ) 防災訓練の実施・各種防災訓練への参加
 - (コ) 災害時要援護者情報の把握

イ 災害発生時の活動

- (ア) 出火防止と初期消火
- (イ) 負傷者の救助
- (ウ) 地域住民の安否確認
- (エ) 情報の収集、伝達
- (オ) 避難誘導、避難生活の指導
- (カ) 給食、給水
- (キ) 他地域への応援等

ウ その他

自主防災組織は、自治会単位で組織するとともに、婦人防火クラブ等民間の防火組織と連携を図るものとする。また、婦人防火クラブ等との一体的な活動体制づくりの育成強化への協力を努めるとともに、平常時から美方広域消防本部や町消防団との連携を図り、災害時の協力支援体制を強化するよう努めるものとする。

3 育成強化対策

町は、県に協力して、自主防災組織率の上昇を期するため、育成の促進と活動の活性化を図り、指導の強化に努めるものとする。

(1) 自主防災組織育成計画を作成し、自主防災組織に対する意識の高揚を図り、育成指導に努めるものとする。

- ア 県が実施する自主防災組織育成強化対策行事への参加
- イ 啓発資料の作成と情報の提供
- ウ 各種講演会、懇談会等の実施
- エ 各組織（コミュニティ）への指導、助言と訓練、研修会と実施
- オ 顕彰制度の活用
- カ 活動拠点施設の整備（整備補助制度の活用）

(2) 町は、町内のコミュニティ組織である自治会、婦人会、町消防団、婦人防火クラブを主体にその育成に努めるものとする。

(3) 町は、次に該当する地域を推進地区として位置づけ、早急に育成を図るものとする。

- ア 人口の密集地域
- イ 災害時要援護者の比率が高い地域
- ウ 木造家屋集中地域
- エ 消防水利不足地域
- オ 過去の災害で大被害が発生した地域
- カ その他防災上必要であると認められる地域

第3節 防災訓練の実施

実施担当 総務部（総務課・振興課）、救助環境部（町民課・住民福祉課）、消防部（消防団）

第1 趣旨

防災関係機関等が単独又は共同して行う防災訓練の内容について定める。

第2 内容

町は、災害時又は災害が発生するおそれのある場合に備えて、実践的な対応力の養成と関係機関及び住民の活動力の向上を図るため、各種訓練を実施して防災対策の充実強化に努めるものとする。

1 総合防災訓練

- (1) 参加機関は、但馬県民局、美方警察署、隣接市町、美方広域消防本部、その他防災関係機関、自主防災組織、各種団体、ボランティア、町内企業等とする。
- (2) 被害想定は、風水害を主として実施する。
- (3) 災害対策本部の設置、情報の収集伝達、災害広報、避難誘導、救出救護、交通規制、救援物資輸送、消防活動、水防活動、ライフライン復旧等を内容とする。

2 個別防災訓練

- (1) 町は、町内防災関係機関又は、災害相互応援協定市町及びその他の防災関係機関等と単独又は共同で各種訓練を実施するものとする。
- (2) 被害想定は、風水害を主として実施する。
- (3) 訓練は、図上訓練と実施訓練に大別し、職員の動員、情報の収集伝達、水防消防、災害救助等とし、その他、各種訓練の基礎訓練を含有するものとする。

3 自主防災組織等の防災訓練

- (1) 町は、町内の自主防災組織に対し、自治会及び町消防団が主となり、防災意識の高揚と技術の向上を図るため、防災訓練の実施に努める。
- (2) 訓練は、情報の収集伝達、消防、消火、心肺蘇生等の応急救護、避難誘導、給食、給水等の単独又は、連携したものとする。

第4節 企業等の地域防災活動への参画促進

実施担当 総務部（総務課・振興課）、救助環境部（町民課・住民福祉課）

第1 趣旨

町内の企業が、当該地域の防災活動で果たすべき役割と内容について定める。

第2 内容

1 災害時に企業等が果たす役割

- (1) 従業員、顧客の安全
- (2) 経済活動の維持
- (3) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

2 企業等の平常時対策

町は、美方広域消防本部、町消防団と連携し、平常時から町内企業等に対し、「防災」を主眼に災害時における企業の役割について理解と協力を求め、次の事項の実施の指導を行うものとする。

- (1) 自衛消防組織の育成
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 地域の防災訓練への参加
- (4) 防災マニュアル（災害時の行動マニュアル）の作成
- (5) 防災体制の整備

3 事業所の自衛消防組織

- (1) 町は、美方広域消防本部と連携し、町内事業所の自衛消防組織について、消防関係法令で防火管理者の設置義務を進め、防災への理解と協力の推進に努める。
- (2) 消防計画作成については、予防、学習訓練、応急対策に係る計画の作成を実施する。
- (3) 自衛消防組織の活動
 - ア 平常時
 - (ア) 防災訓練
 - (イ) 施設及び設備等の訓練整備
 - (ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施
 - イ 災害時
 - (ア) 情報の収集伝達
 - (イ) 出火防止及び初期消火
 - (ウ) 避難誘導
 - (エ) 救出、救護

第5章 調査研究体制等の強化

第1節 気象観測体制の整備

実施担当 総務部（総務課・振興課）、建設部（建設課・産業建設課）
救助環境部（町民課・住民福祉課）

第1 趣旨

町内における気象観測施設の整備等について定める。

第2 内容

町内8箇所の雨量観測所及び6箇所の河川水位観測所並びに町内7箇所の積雪観測所の観測データを参考に、災害の傾向を調査分析し、災害予防に努める。

その他の観測機器、施設は下記のとおりであり、気象観測システムを補完するため、精度維持等に努める。

- 1 新温泉町浜坂浄化センター
温度計、雨量計
- 2 新温泉町温泉総合支所
雨量計

第6章 その他の災害の予防対策の推進

第1節 大規模火災の予防対策の推進

第1款 出火防止、初期消火体制の整備

実施担当 救助環境部（町民課・住民福祉課）、消防部（消防団）、
建設部（建設課・産業建設課）

第1 趣旨

新温泉町における出火防止、初期消火体制の整備について定める。

第2 内容

1 組織

本町は、常備消防の美方広域消防本部、非常備消防の町消防団との2組織で町防災の重責を担っている。

2 火災予防対策

(1) 一般予防計画

ア 予防消防行政、立入検査等を強化するとともに、広報活動により、防火思想の普及徹底と予防消防の根本である警火心の高揚に努めるものとする。

イ 地域の自主防災組織、事業所における防火防災組織を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減に努めるものとする。

ウ 火気使用設備、器具の所有者、使用者に対し、出火の予防に努めさせるものとする。

(2) 建築物の火災予防

ア 住宅密集地において、火災発生時の延焼等の危険性を低減し、町の健全な発展と秩序ある整備を図るため、道路、公園等の都市空間、防火水槽等の防災施設の整備に努めるものとする。

また、発展する町の将来に備えて、防火地域等の指定、耐火構造建築物の延焼防止の基準の整備、さらに危険物等施設と工場等の危険性の高い施設への各用途地域内における設置制限等の火災予防に関する規制について、研究、検討に努めるものとする。

イ 建築物の新築等について、防火上の見地からその計画を審査し、各々の建築物について、あらかじめ火災予防についての指導に努めるものとする。

(3) 林野火災予防対策

ア 広域的、総合的消防防災体制の確立

近接市町及びその他の防災関係機関と相互の連携を密にし、林野火災等の発生防止及び火災による損害を軽減して、森林資源の確保と国土の保全に努めるものとする。

イ 出火防止対策

これまでの、林野火災原因の多くが失火であることから、出火防止に関する啓発と火災多発期における巡視等の強化に努めるものとする。

ウ 火災発生時の被害の軽減を図るため、林野火災の特性に対応し得る消防用資機材の整備に努めるものとする。

エ 兵庫県消防防災航空隊等の派遣要請

林野火災が発生した場合、必要に応じ兵庫県消防防災航空隊等のヘリコプターを活用した広域応援の要請について適切に対処する。

オ 自衛隊の派遣要請

林野火災において、県が自衛隊の出動を要請した場合の消防用資機材については、町において貸与するものとする。

また、これらの資機材について森林組合等と災害発生時の緊急調達の協議を推進するものとする。